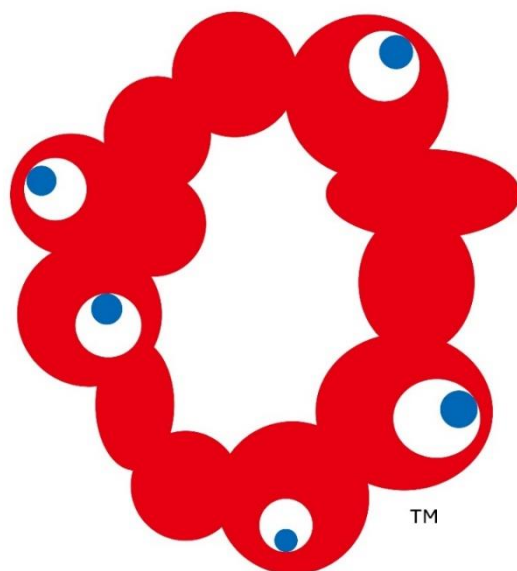


パビリオン タイプ C (共同館方式) に係るガイドライン (公式参加者用)



OSAKA, KANSAI, JAPAN

EXPO
2025

目次

略語、略称、単位及び用語の定義

はじめに	1
本ガイドラインの目的	1
本ガイドラインの概要	1
規制と推奨事項について.....	2
法遵守	3
開催者が提供する文書	5
1. 展示品の設置等からその撤去及び展示エリア・事務室スペース返却までの全体概要.....	6
1-1. ワンストップ・ショップ（総合窓口）	6
1-2. スケジュール.....	6
1-3. 許認可の手続きフロー	7
1-4. 設計	9
1-5. 請負業者の選定	9
1-6. 着工時の保険付保に関する要件	9
1-7. 着工に関する要件（展示品の設置等開始許可）	10
1-8. 展示品の設置等	10
1-9. 展示エリア内の撤去工事	10
1-10. 提出書類	10
2. 設計に関する要件	12
2-1. パビリオンインフォメーション	13
2-2. 設計の基本方針	14
2-3. 計画条件.....	14
2-4. 運営上の設計配慮	16
2-5. 環境配慮.....	17
2-6. パビリオンシート	19
パビリオンシート例	20
2-7. 設計書の提出	23
3. 防火及びセキュリティに関する要件	24

3-1. 消防用設備等	24
3-2. パビリオンのセキュリティ	24
3-3. 提出書類	26
4. ユーティリティサービスへの接続	27
4-1. インフラ供給網の準備	27
4-2. ユーティリティサービスの接続要件	27
4-3. 提出書類	31
5. 展示品の設置等における会場内施工ルールと施工管理	33
5-1. 会場全体の施工計画	33
5-2. 展示品の設置等の施工計画書	36
5-3. 工事中のセキュリティ	41
5-4. 展示エリア外における作業許可	42
5-5. 道路と交通管理	44
5-6. 隠蔽部の施工時セキュリティ対策	46
5-7. 工事進捗報告	46
5-8. 提出書類	47
5-9. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）	47
6. 労働安全衛生の確保	49
6-1. 労働安全衛生に関する法令等の遵守	49
6-2. 持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針	49
6-3. 請負業者による安全衛生計画書の作成及び提出	49
6-4. 参加者による労働安全衛生管理	49
6-5. 事故等の報告	50
6-6. 提出書類	50
6-7. この章で参照した基準等の再掲(補足情報)	50
7. 持続可能性の取組	51
7-1. 持続可能性方針及び持続可能性に配慮した調達コード	51
7-2. 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）	51
7-3. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）	51
8. 情報管理体制と品質管理の遵守	53

8-1. 連絡に関する手順・手段	53
8-2. 規定違反の通知と措置	55
8-3. 品質管理	55
8-4. 提出書類	56
8-5. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）	56
9. 展示エリア内の撤去工事と展示エリア・事務室スペースの返却	57
9-1. 展示エリア内の撤去工事におけるスケジュール上の条件	57
9-2. 展示エリア内の撤去工事の着工に関する要件	57
9-3. 展示エリア内の撤去工事	57
9-4. 労働安全衛生、品質保証の遵守及び持続可能性に関する取組	58
9-5. ユーティリティサービスの利用中止	58
9-6. 展示エリア及び事務室スペースの原状回復及び返却	58
9-7. 提出書類	58
9-8. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）	59
10. 各種通知・承認・許可に関する手続き	60
10-1. 設計者、請負業者及び現場監督者の通知	60
10-2. 提出物に関し考慮すべき事項	60
10-3. 設計の承認	60
10-4. 展示品の設置等開始許可	61
10-5. 立入検査	62
10-6. 工事完了及び使用許可の手続き	62
10-7. 展示エリア内の撤去に関する作業許可	62
10-8. 展示エリア内の撤去工事完了の手続き	63
補足情報	64
法令・条例・基準一覧	64
諸官庁への届出一覧	66
関連情報	71
事務所棟の概要	71
お問合せ	72

略語、略称、単位及び用語の定義

略語／略称	正式名称
BIE	Bureau International des Expositions (博覧会国際事務局)
BIM	Building Information Modeling
BoH	Back of House (バックヤード等)
EPS	Electric pipe Space/Shaft (電気配線を通すための空間)
FoH	Front of House (建物正面側の展示空間等、使用する部分)
単位	正式名称
Ha	ヘクタール
km	キロメートル
m	メートル
m ²	平方メートル
kW	キロワット
%	パーセント
kVA	キロボルトアンペア
Hz	ヘルツ
用語	定義
博覧会	日本国大阪において 2025 年 4 月 13 日から 10 月 13 日まで開催される 2025 年日本国際博覧会
法令等	条約、一般規則、特別規則、日本国の法律、政令、省令、通達及び通知、自治体の条例、規則及び規制、開催者が一般規則及び特別規則に準拠して、事務手続、提出書類、参加者及び開催者の権利及び義務の詳細並びにその他の事項について発行するガイドライン、追加の指針及び指令
一般規則	第 167 回 BIE 総会で承認された登録文書の第 8 章に含まれている一般規則
特別規則	一般規則の第 34 条に記載されている特別規則
会場基本計画	博覧会会場に含まれる様々な不動産要素、空間、建物、その他施設の全体概要を示した詳細計画
パビリオン	公式参加者及び非公式参加者が出展を行う建物であり、パビリオンタイプ A (敷地渡し方式)、パビリオンタイプ B (建物渡し方式)、パビリオンタイプ C (共同館方式) 並びにその他公式参加者及び非公式参加者が直接管理する建物に関連する区域
パビリオンタイプ A (敷地渡し方式)	開催者により割り当てられた敷地について公式参加者及び非公式参加者が設計し建設する建物及び構造物
パビリオンタイプ B (建物渡し方式)	開催者が建設し公式参加者に賃貸する建物で、公式参加者が内装と外装の造作及び自身の展示品の設置を行うことができるもの
パビリオンタイプ C (共同館方式)	開催者が建設し公式参加者に引き渡される建物で、公式参加者が割り当てられた区域を造作し自身の展示品の設置を行うことができるもの

博覧会会場/会場	開催者が博覧会の運営に係る会場として使用するすべての区域
展示エリア	開催者により、参加契約書に従って参加者に割り当てられた区域
ワンストップ・ショップ（総合窓口）	公式参加者の博覧会に関する活動及び作業が円滑に進むよう、公式参加者ポータルを活用しながら、公式参加者からのあらゆる提出物及び申請書を一元的に処理し、相談等に対応するため、開催者が設置し運営する有人のサービスセンター
公式参加者ポータルサイト	公式参加者とワンストップ・ショップの間の円滑な連絡を行うためのインターネット上のポータルサイト
開催者	令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律により2019年5月31日に経済産業大臣から博覧会の準備及び運営に関する業務を行う法人として指定を受け、2019年10月21日に公益社団法人として認定を受けた2025年日本国際博覧会協会
参加者	公式参加者と非公式参加者を指す。公式参加者とは日本国政府による博覧会への公式参加招請を受諾した外国政府及び国際機関。非公式参加者とは博覧会政府代表により公式参加者の陳列区域外で参加することが認められた者
連絡調整協議体	複数の工事が同時期に行われる博覧会会場において、各種調整等を円滑に行うための組織体
統括施工者	開催者が定めた連絡調整協議体の統括・運営を行う施工会社
関係機関	日本の法律に基づく建築工事及び設計に関する手続きを行う機関
確認申請	建築基準法第6条に定められる。建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前にその計画が建築基準関連規定に適合するものであることについて確認の申請書を提出して建築主事の確認を受けること
工事開始許可	開催者が参加者に対し発行する許可で、設計者が提出した承認済みの設計に従って建設することを認めるもの
完了検査	建築基準法第7条に定められる工事完了時の建築主事の検査及び工事完了時に開催者が行う検査
検査済証	建築基準法第7条第5項に定められる。建築基準法第7条に定められる完了検査後、建築基準関係規定に適合していると認めるときに建築主事より交付される文書
完了証明	参加者が展示品の設置等を完了したときに開催者に検査を申請し、合格した場合に開催者から交付される証明
使用許可	全ての展示工事及び展示物の設置が完了した時点で参加者が開催者に検査を申請し、合格した場合に開催者から交付される許可
展示エリア撤去工事開始許可	参加者が展示エリア内の撤去工事を開始するにあたり必要な開催者の許可
展示エリア及び事務室スペースの返却	参加者が展示物や展示エリア内の撤去工事後、開催者に展示エリアを返還する手続き
展示エリア返却証明書	展示エリア及び事務室スペースの返却後、展示エリアの原状回復が完了していると確認された場合に開催者から参加者へ発行される証明書

パビリオンシート	開催者が参加者に提供するパビリオンに関する情報シートで、パビリオン詳細、設計上の注意、及び電気の需要配分が含まれる
施工エリア	博覧会会場内に設けられる共用仮設エリア。
夢洲通行許可条件	夢洲工事エリアで定められた工事車両の運行ルール
JAS 規格	日本農林規格。農林物資の規格化等に関する法律に基づく、農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格
JIS 規格	日本産業規格。産業標準化法に基づき、日本の産業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格
環境影響評価書	開催者が環境影響評価制度に基づき、調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関して実施する配慮の内容を取りまとめたもの
持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針	持続可能性に配慮した大阪・関西万博の実現に向け開催者が策定した方針
持続可能性に配慮した調達コード	持続可能性に配慮した大阪・関西万博の実現に向け、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進や地域経済の活性化等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等について開催者が定めたもの
消防用設備等	消防法第 17 条に定められる設備等
ユーティリティ	上水道、電気、下水道（汚水・雨水排水）、情報通信、火災警報、冷水のインフラ設備を指す

はじめに

本ガイドラインでは、博覧会に向けて開催者が建設し参加者に賃貸するパビリオンタイプ C 内の展示エリアにおいて、参加者が実施する展示エリアの造作及び展示品の設置（以下「展示品の設置等」という。）並びにその撤去の計画・実施を行う際に適用される取り決め等の要件、開催者が実施する管理に関する事項について説明する。

パビリオン タイプ C（共同館方式）は開催者が建築し、パビリオン内のスペースの一部を展示エリアとして参加者に提供する。参加者は展示エリアを借り受け、コンテンツを決定し、自ら展示設備や内容、展示空間を作り上げる。参加者は展示品の設置等を行うことができる。パビリオンには汚水、雨水排水、上水、電気、通信等のユーティリティ及び各種設備が整備されており、参加者はこれらを自らの責任と負担で利用するものとする。

なお、開催者は別途「パビリオンタイプ C に係る補足ガイドライン」を策定予定である。参加者はそのルールに則り内装・展示を行う。

本ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は以下の通りである。

- ・参加者が展示品の設置等の設計にあたっての計画条件等について具体的なガイドラインを示す。
- ・博覧会会場で多数の請負業者が同時に工事を行う中で、円滑に展示品の設置等及びその撤去を行うための明確な方針を提示する。
- ・パビリオンの展示品の設置等の実施の流れの詳細について解説し、必要な要件及び手続きを示す。
- ・環境影響評価書の内容を遵守するとともに持続可能性に配慮した展示品の設置等及びその撤去を実現する。

本ガイドラインに記載される内容は特別規則第 4 号に付随するものである。

本ガイドラインの概要

本ガイドラインの概要は以下の通りである。

第 1 章 展示品の設置等からその撤去及び展示エリア・事務室スペース返却までの全体概要：

パビリオンの展示品の設置等からその撤去工事までの各段階において開催者が参加者に求める対応等の要件

第 2 章 設計に関する要件：

展示品の設置等のための計画条件等に係る要件

第 3 章 防火及びセキュリティに関する要件：

防火及びセキュリティに関して必要な消防の設備等及びパビリオンのセキュリティに関する要件

第 4 章 ユーティリティサービスへの接続：

ユーティリティサービス（上水道、下水道（汚水・雨水排水）、電気、通信）への接続に関する要件

第 5 章 展示品の設置等における会場内施工ルールと施工管理：

パビリオンの展示品の設置等の参加者への支援を目的として、会場内の施工ルール及び施工管理に関する要求・推奨事項の説明

第 6 章 労働安全衛生の確保：

展示品の設置等の現場における安全、衛生環境及び労働環境についての要件

第 7 章 持続可能性の取組：

持続可能性の取組や環境影響評価制度（環境アセスメント制度）についての説明

第 8 章 情報管理体制と品質管理の遵守：

参加者に求められる情報管理体制とその連絡に関する手順や、品質管理の要件

第 9 章 展示エリア内の撤去工事と展示エリア・事務室スペース返却：

展示エリア内の撤去工事及び展示エリア・事務室スペースの返却に関する手順、施工ルール等に関する各種要件

第 10 章 各種通知・承認・許可に関する手続き：

本ガイドライン及び日本の法律に基づく主要な手続きに関する要件

規制と推奨事項について

参加者が本ガイドラインに従ってパビリオンの展示品の設置等及びその撤去工事の際の指標とするため、規制（Control）と推奨（Guide）の 2 つの基準を設けた。これらの基準は参加者が提出する各書類を開催者が承認・許可する際の指標ともなる。

規制と推奨の基準をそれぞれアルファベットのコードと数字で示している。

C-000 規制 (Control) は「～こと。～しなければならない。」事項を示し、展示品の設置等およびその撤去工事の計画や実施の過程での要求事項や制限・禁止事項を定めている。

G-000 推奨 (Guide) は「～ことが望ましい。」事項を示し、展示品の設置等およびその撤去工事の実施内容が博覧会の目標や目的に適合するために、開催者が参加者に期待する取組み又は提案を示している。

法遵守

パビリオンの展示品の設置等にあたっては、日本国の関係法令、大阪府や大阪市の条例等を遵守すること。

- ・ 建築基準法及び同法施行令

(建築基準法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000201>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000338>

- ・ 建築士法及び同法施行令

(建築士法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000202>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325CO0000000201>

- ・ 消防法及び同法施行令

(消防法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC1000000186>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336CO0000000037>

- ・ 建設業法及び同法施行令

(建設業法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000100>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331CO0000000273>

- ・ 労働基準法及び同法施行規則

(労働基準法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000049>

(施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000100023>

- ・ 労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則

(労働安全衛生法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347AC0000000057>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347CO0000000318>

(規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50002000032>

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び同法施行令

(建設リサイクル法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000104>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412CO0000000495>

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び同法施行令

(廃棄物処理法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000137>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346CO0000000300>

- ・ 環境基本法

(環境基本法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=405AC0000000091>

- ・ 大気汚染防止法及び同法施行令、施行規則

(大気汚染防止法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000097>

(施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343CO0000000329>

- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50000500001>
- ・ 土壌汚染対策法及び同法施行令、施行規則
- (土壌汚染対策法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000053>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414CO0000000336>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60001000029>
- ・ 騒音規制法及び同法施行令、施行規則
- (騒音規制法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343AC0000000098>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=343CO0000000324>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346M50014d00001>
- ・ 振動規制法及び同法施行令、施行規則
- (振動規制法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351AC0000000064>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351CO0000000280>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=351M50000002058>
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
及び同法施行令、施行規則
- (バリアフリー法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000091>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418CO0000000379>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60000800110>
- ・ 景観法及び同法施行令、施行規則
- (景観法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000110>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416CO0000000398>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416M60000800100>
- ・ 大規模小売店舗立地法及び同法施行令、施行規則
- (大店法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000091>
- (施行令) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410CO0000000327>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411M50000400062>
- ・ 興行場法及び同法施行規則
- (興行場法) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000137>
- (施行規則) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100029>
- ・ 大阪府建築基準法施行条例及び細則
- (条例) https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000834.html
- (細則) https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000835.html
- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例及び施行規則
- (条例) https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000861.html

(施行規則) https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000862.html

- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例及び施行規則

(条例) https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000392.html

(施行規則) https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000393.html

- ・大阪市建築基準法施行条例及び施行規則
- ・大阪市火災予防条例及び施行規則
- ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱

<https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>

※大阪市の例規集を参照のこと

また当ガイドラインを含む、開催者から提示される他のガイドラインや資料、その他計画内容に応じて関連する基準等についても遵守、参照すること。

開催者が提供する文書

パビリオンの展示品の設置等にあたっては、以下の文書を遵守すること。詳細は第7章による。

- ・環境影響評価書
- ・持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針
- ・持続可能性に配慮した調達コード

1. 展示品の設置等からその撤去及び展示エリア・事務室スペース返却までの全体概要

本章では、展示品の設置等からその撤去工事までの各段階において開催者が参加者に求める対応等の要件概要について説明する。

1-1. ワンストップ・ショップ（総合窓口）

出展の準備段階から閉会後の資材の撤収に至る幅広い段階における様々な手続を一元化して行うワンストップ・ショップ（総合窓口）を設置し、公式参加者を支援する。

ワンストップ・ショップ（総合窓口）はインターネット上の公式参加者ポータルサイトと有人のサービスセンターからなり、公式参加者からの要望や照会に対応するとともに、申請や要請を受け付け、必要なサービスを提供する。

- ・技術的な問合せに関する対応
- ・本ガイドラインに定める設計及び工事の手続き
- ・日本国内の関係機関の手続きに関する相談

1-2. スケジュール

C-001 参加者は、以下のスケジュールを遵守した計画推進を行わなければならない。

なお、以後本ガイドラインで記載する書類提出からの標準処理期間や提出期限の日数については、土曜日、日曜日、祝日、その他開催者の定める休日を除いた日数とする。

（凡例：◆必要な手続き ◇期限）

◆実施設計書提出

◇開催者による展示エリアの引渡し : 2024年7月13日までに実施

◇展示品の設置等 : 2025年3月13日までに完了

◆展示品の設置完了（完了証明・使用許可）

◇博覧会開催 : 2025年4月13日～10月13日

◆展示エリア内の撤去工事開始許可

◇展示エリア及び事務室スペースの返却 : 2025年11月30日までに完了

※一般規則第17条にて 出展参加者内装展示の撤去完了最終期限は2026年1月13日としているが、会場内の展示エリア内の撤去に係る進行及び運用の管理の必要性をふまえ、撤去完了明け渡し日を 2025年11月30日までとする。

C-002 参加者は、提出した工程表に変更があった場合、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に工程表の改訂版を随時提出すること。この工程表は展示品の設置等及びその撤去工事の詳細を

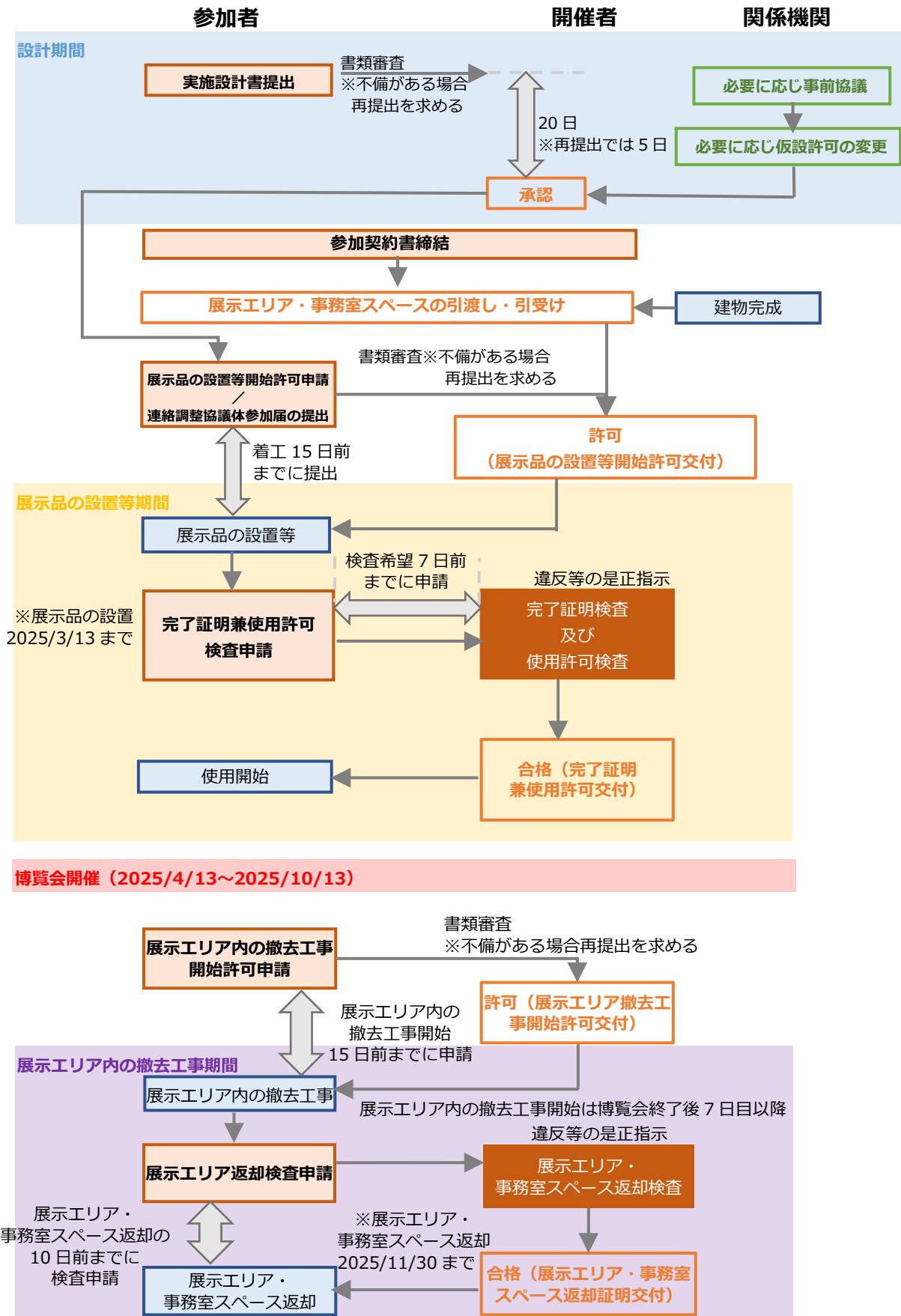
表現したものでなければならない。

C-003 参加者は開催者より展示エリアが引渡される前に、参加契約に署名しなければならない。

1-3. 許認可の手続きフロー

図1.1に示すフロー図の手順に従い、各段階で必要な許可・検査を受けること。手続きの詳細については第10章を参照のこと。

図1.1 許認可フロー図



1-4. 設計

設計に関する要件、パビリオンシート、設計書の提出については「第2章 設計に関する要件」を参照すること。

- C-004** パビリオンは開催者が仮設許可、確認済証、検査済証を取得して引き渡す。展示エリアには、建築確認が必要な建築（床面積や階数の増加を伴う変更（増築）及び改築を含む）は原則、行っていない。
- C-005** 参加者が実施する展示品の設置等の内容により、仮設許可の変更が生じる場合は、開催者は仮設許可後の変更に係る手続きを行うため、参加者は第10章に規定する書類を提出すること。

1-5. 請負業者の選定

参加者は、請負業者を選定するにあたり、公式参加者向けサプライヤーリストの中から請負業者を選定することも可能である。

- C-006** 参加者は、展示品の設置等の内容に応じた請負業者と現場監督者を指名しなければならない。
- C-007** 参加者は指名した請負業者、現場監督者に関する情報を着工の15日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者へ提出すること。

1-6. 着工時の保険付保に関する要件

- C-008** すべての請負業者は工事に関する下記に示す各種保険を工事期間中付保しなければならない。詳細は保険に関する要件を定めた特別規則第8号及び関連するガイドラインを参照すること。参加者の工事に関わる保険の責任は、参加者及び請負業者の共同責任となる。
 - ・労働者災害補償保険
 - ・自動車損害賠償責任保険
 - ・雇用保険
 - ・社会保険（健康保険及び厚生年金保険）
 - ・建築物、構築物及び設備装置の建設、組立及び土木に関する保険（含む損害賠償責任担保特約条項）
- C-009** 参加者及び請負業者は定められた保険証の写しを着工15日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。
- G-001** 請負業者は以下に示す各種保険を付保することが望ましい。詳細は保険に関する要件を定めた特別規則第8号及び関連するガイドラインを参照すること。
 - ・自動車保険（必要に応じて自動車損害賠償責任保険に加えて付保）
 - ・保証保険
 - ・傷害保険

- ・労働災害総合保険（必要に応じて労働者災害補償保険に加えて付保）
- ・サイバーリスク保険

1-7. 着工に関する要件（展示品の設置等開始許可）

C-010 参加者は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に展示品の設置等開始許可を得ること。申請は着工の予定日から15日前までに行うこと。申請の際は必要文書を添付すること。詳細は第10章を参照のこと。

1-8. 展示品の設置等

開催者より展示品の設置等開始許可が発行されたのち、展示品の設置等に着手することができる。詳細は第10章を参照のこと。

- C-011** 参加者は「1-2. スケジュール」にて示す所定の期日までに展示品の設置等を完了させること。
なお、開催者の工事スケジュール（参考用）は公式参加者ポータルサイトで入手可能である。
- C-012** 参加者は貨物の通関、輸送及び取扱いについて開催者が定める規定や手続きに従わなければならない。詳細については特別規則第7号及び関連するガイドライン（「貨物の取扱いに関するガイドライン」及び「通関手続に関するガイドライン」）などを参照のこと。
- C-013** 参加者は展示品の設置完了後に試験・試運営を行い、開催者へ検査を要請し、使用許可を受けなければならない。
- G-002** 参加者は試験・試運営の手順を策定することが望ましい。開催者は手順書の開示を求めることができる。

1-9. 展示エリア内の撤去工事

- C-014** 参加者は「1-2. スケジュール」にて示す所定の期日までに展示エリア内を撤去し、展示エリア及び事務室スペースを原状回復し返却しなければならない。詳細は第9章を参照のこと。
- C-015** 参加者は貨物の通関、輸送及び取扱いについて開催者が定める規定や手続きに従わなければならない。詳細については特別規則第7号及び関連するガイドライン（「貨物の取扱いに関するガイドライン」及び「通関手続に関するガイドライン」）などを参照のこと。

1-10. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

>請負業者、現場監督者の届出（1-5）

>保険付保の届出（1-6）

2. 設計に関する要件

各パビリオンの展示品の設置等の設計のための要件等について説明する。タイプC Iにおける本章の規定の適用については「パビリオンタイプ B (建物渡し方式) に係るガイドライン (集合館)」による。

C-016 参加者は開催者が提供する建物、施設、据付品の機能を妨げるような工事を行ってはならない。機能の妨げとなることが不可避な場合、参加者は自己の費用負担で是正措置を講じなければならない。

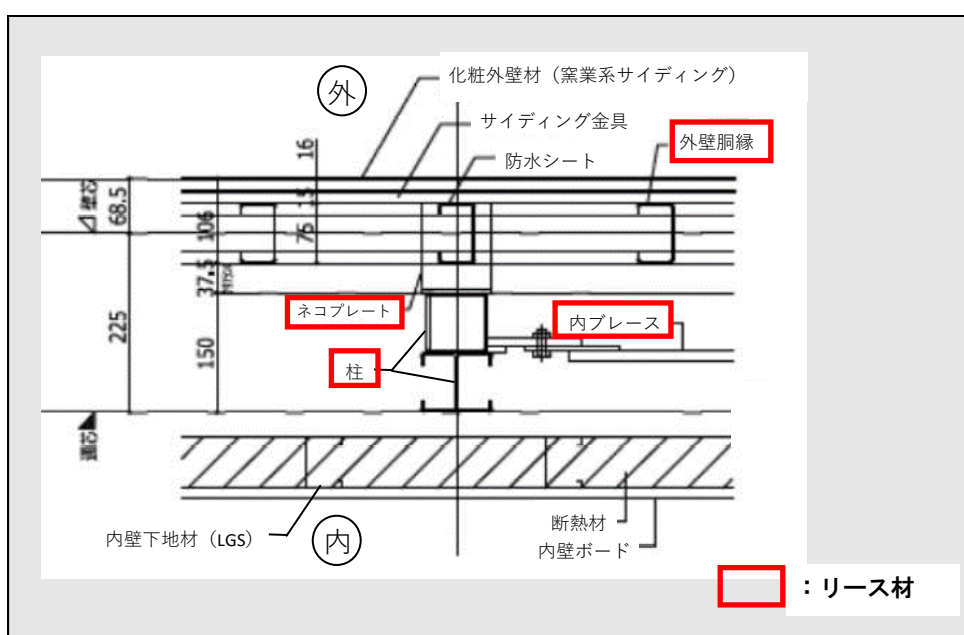
C-017 開催者より提供された建物の変更・改造をする場合には、下記の条件を満たさなければならない。

- ・建物の構造自体を変更・改造することはできない。また、日本の法律、条例、各種基準を厳守しなければならない。割り当てられた展示エリアは仮設建築物として許可通知書、及び、建築基準法に基づく検査済証の交付を受けており、内装等の変更・改造にあたっては上記法令等に適合するように留意すること。
- ・変更・改造に要する費用（設計から工事及び撤去等すべて）は全て参加者の負担である。
- ・変更・改造に関わる設計・施工上の責任は参加者が負う。

C-018 建物は、3Rの推進のため、リース材を使用したものとしている。リース材は、屋根・柱・梁・外壁胴縁・一部設備（一部照明器具・パッケージ空調機・受変電設備）等である。参加者は、部材をリユースするにあたり補修が必要となる以下の行為を行ってはならない。万が一リース材に補修が必要な損傷を与えた場合は、原則として原状に回復しなければならない。なお、建物の化粧外壁材や内壁ボード（下地材共）、床材、各間仕切壁についてはリース材でない。

- ・穴あけ・溶接・塗装・ラッピング等の行為

図 2.1 外壁詳細図



2-1. パビリオンインフォメーション

C-019 参加者は各パビリオンの仕様については、開催者が提供する以下の図面等により確認し、展示品の設置等の設計を行うこと。

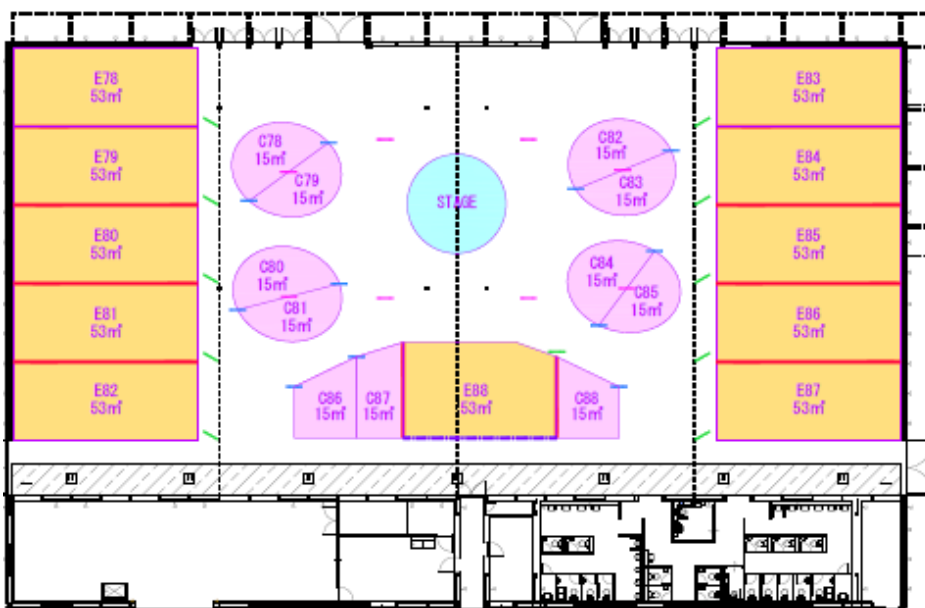
- ・パビリオンシート
- ・建築意匠図面
- ・設備図面
- ・構造図面
- ・確認申請図書（写）
- ・仮設許可申請図書（写）

パビリオンシートは、参加者の展示エリアを図示したもので、クリアランスの高さ、構造上の荷重許容量、ユーティリティの割り当てなどのパビリオンの詳細を示しているものである。

図 2.2 パビリオンの完成予想図（変更になる場合があります）



タイプC S 2 完成予想図



平面計画図

2-2. 設計の基本方針

本節から 4-3 節までは、各パビリオンにおける展示品の設置等にかかる設計のための要件等について、具体的なガイドラインを示す。

2-2-1. 設計の基本方針

参加者はパビリオン空間で博覧会のテーマとサブテーマに沿って、文化、イベント、エンターテインメント、資源などを自由にデザインして表現することができる。

開催者は、パビリオンについて展示物などを設置できる占有スペースとして参加者に引き渡す。

- C-020** 来場者サービス、アクセス動線、警備、消防・防災、清掃・ごみ管理等、パビリオンの適切な管理・運営に必要な措置をとらなければならない。
- C-021** 各パビリオンの条件に合致するよう検討し、展示品の設置等及びその撤去の条件を遵守しなければならない。
- G-003** 資材や工法について、自然素材やリユース・リサイクル可能な素材、工法を積極的に採用することが望ましい。(詳細は「2-5-2. 環境配慮：資源循環・3R の推進」を参照のこと)
- G-004** だれもが快適に安心して博覧会を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した計画とすることが望ましい。(詳細は「施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン」を参照のこと)

2-3. 計画条件

展示品の設置等の検討にあたり、開催者が提供するパビリオン建物及び設備の仕様等については、表-2.1 及び表-4.4 を参照するほか、詳細は図面等を確認すること。

なお、展示空間には空調機器、ダクト、照明、消防等の設備や配管ピットが設置されている。これらの設備等についても留意すること。

また、今後策定予定の「内装展示ガイドライン（補足版）（仮称）」についても遵守すること。

2-3-1. 建物外装

① 出入口兼搬入口

ファサード面には W=3.2m 程度、H=3m 程度の来場者用の共通の出入口を設けており、観客の入退場がスムーズに行われるよう設計されている。また、BOH 側には W=1.5m 程度の通用口を設けている。

- C-022** 建物の出入口は変更することはできない。また、建物の出入口を塞ぐ装飾や展示等の設置はできない。

② 窓

C-023 建物の窓は変更することはできない。また、建物の窓を覆うような壁や装飾、展示等の設置などを行う場合は、関係法令を遵守し行うこと。

2-3-2. 建物内装

①天井

天井は直天井となっている。

②出展物の吊り下げ

C-024 開催者が提供する建物は屋根や天井から出展物を吊り下げることが原則できないが、布、カーテン、バナーなど比較的重量の軽いものについては、関係法令を遵守した上で取り付けることができる。なお、その際には参加者にて屋根及び梁材を傷つけないように適切に養生を行うこと。

C-025 天井展示吊り耐荷重は 200N/m²である。

③内装壁

C-026 建物の内壁ボードに布、カーテン、バナーなど比較的重量の軽いものについては、取り付けることができる。その際には、ボード目地部分にある下地材に緊結すること。

④床面

C-027 土間コンクリート(t=200、金鋺押え仕上げ、荷重耐力 9.8kN/m²) 部分については、参加者は関係法令を遵守した上で、構造等に影響のない範囲で展示物等を固定することができる。土間コンクリートの範囲は図面等で確認すること。なお、鉄筋の切断を伴う床の一部解体や穴あけ等の行為はできない。

⑤設備

C-028 開催者は第 3 章及び第 4 章に記載の設備を設置しており、その他必要な設備については参加者が設置する。設備設置にあたっては、本項のほか第 3 章及び第 4 章を確認すること。また、開催者が整備する各設備の設置位置・サイズ等は図面で確認すること。なお、開催者は必要に応じて参加者設置設備の仕様書の提出を求めることがある。参加者は必要に応じて安全のためにアースを取る必要がある。

C-029 参加者が設備機器等を設置する場合は、地震対策としてワイヤー等の二次的な落下防止措置等を検討すること。

⑥その他

C-030 コンロやボイラー、内燃機関など火を使用する設備又は器具を設けないこと。

2-3-3. 建物外構

C-031 建物外構は開催者が整備する。参加者は外構を変更してはならない。

表-2.1 建物工事区分（第2章関連）

		開催者工事	参加者工事
内装	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・材質：軽量鉄骨下地 石膏ボード ・仕上げ：ビニルクロス 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装壁の製作可（構造・設備に影響しない範囲）
	天井	<ul style="list-style-type: none"> ・展示空間：直天 ・天井展示吊荷重：200N/m² ・WC：化粧石膏ボード 	—
	床	<ul style="list-style-type: none"> ・展示空間：土間コンクリート t=200 金鋳押さえ+ケイ酸塩系コンクリート表面強化材 ・積載荷重：9800N/m²（床用）、9000N/m²（架構用）、地震力 5900N/m² ・WC：ビニル床シート 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造に影響しない範囲の展示物取付
外装	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・材質：窯業系サイディング 	—
	庇	<ul style="list-style-type: none"> ・材質：キーストンプレート、ガルバリウム塗装鋼板 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更不可
	庇フレーム	<ul style="list-style-type: none"> ・耐荷重：耐荷重 50kg/m（バナー等の取り付けを考慮） 	—
	吊り柱 兼用装飾 下地材	<ul style="list-style-type: none"> ・耐荷重 30kg/m² (外壁装飾を取り付けるベース) 	—
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・材質：カラーガルバリウム鋼板、ダブル折版葺 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更不可
	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・開催者で整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更不可
	窓	<ul style="list-style-type: none"> ・開催者で整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更不可

2-4. 運営上の設計配慮

2-4-1. サービス動線、BoH

C-032 原則、物品搬入及び廃棄物搬出は開館前及び閉館後としなければならない。

C-033 すべての BoH エリアは来場者から見えないよう適切に隠され、物品の移動に支障が無いよう計画すること。

C-034 廃棄物は指定された場所に貯蔵すること。

G-005 参加者が展示エリア内に設ける倉庫には、物販及び飲食の提供に要する日配食品以外の製品並びに消耗品について 2 日間以上の在庫を保管することが望ましい。

2-5. 環境配慮

開催者は、建築環境総合性能評価システム（CASBEE®-短期使用）により評価を行い、建築物環境効率ランク A としており、参加者はこれに留意して計画する必要がある。

2-5-1. エネルギー・地球環境

C-035 エネルギー消費性能の高い設備機器を採用しなければならない。

- ・トップランナー制度の該当機器については、省エネ基準を達成している機器を採用しなければならない。（ただし、廃棄物発生量の抑制のため、リース機器およびリユース機器を導入する場合は、この限りではない。）

G-006 用途別（空調、換気、照明、給湯、コンセント等）や機器別のエネルギー使用状況を把握できる EMS（エネルギー監視システム）を導入することが望ましい。

- ・エネルギーの使用状況が見える化し、効率的な設備運用によるエネルギー消費量削減に努めること。

G-007 オゾン破壊係数および、地球温暖化係数のより小さい資機材*を採用することが望ましい。

* 断熱材、空調機、冷凍機等の採用にあたっては『大阪府グリーン調達方針』に記載されている「断熱材（公共工事）」、「エアコンディショナー」等に示される仕様に準拠したもの、「環境ラベル」の認定の有無を参考に採用製品を検討すること。

2-5-2. 資源循環・3R の推進

G-008 展示品の設置等に用いる資材においてはリサイクル資材*の積極的な使用に努めること。

C-036 節水型衛生器具を採用しなければならない。節水コマを主要水栓に設けることに加え、省水型機器を採用しなければならない。

- ・省水型機器の採用にあたっては、環境ラベルの認定の有無を参考に採用製品を検討すること*2。

G-009 木材や紙、土など自然界で再生可能な資材を積極的に活用することが望ましい。特に木材使用においては、認証木材等、持続可能性に配慮した木材*3を採用すること。

G-010 環境負荷の大きい材料や難分解性の素材の使用回避に努めることが望ましい*。

G-011 リース・レンタル資機材を利用することが望ましい。

G-012 資機材のリユース・リサイクルを積極的に行うことが望ましい。

- ・撤去後のリユース先を予め想定したうえで、設計を行い、混合廃棄物となりやすい内装材等についても積極的なリユースに努めること*4 *5*6。

* 「環境ラベル」や「大阪府リサイクル製品認定制度」等の認定の有無を参考に採用する製品を検討すること。

*2 『大阪府グリーン調達方針』の特定調達品目（「自動水栓」「小便器」「大便器」等）についてはこれに準拠したものとすること。

*3 合法性、持続可能性の確認には森林認証制度および CoC 認証制度、都道府県等による認証制度などが活用できる。（「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（林野庁）」参照。）

*4 目標となる排出率等については建設リサイクル推進計画の目標値（『建設リサイクル推進計画 2020』国土交通省）を参考とすること。

*5 リユースの実施にあたっては、部材の履歴の把握や品質の確認・評価方法、部材の流通体系などにも配慮すること。

*6 木材では接合部分の再利用ができない場合を考慮のうえ、リユースの可能性を検討すること。

2-5-3. 計量

C-037 発電設備（再生可能エネルギー等を含む）を設置する場合は、計量器を設置するなどにより、その発電量を把握しなければならない。

・発電量については、開催者の求めに応じて報告すること。

G-013 再生水を用いる場合は、計量器を設置するなどにより、その使用量を把握することが望ましい。

・実施状況については、開催者の求めに応じて報告すること。

2-6. パビリオンシート

パビリオンシートは、パビリオン空間を示したもので、面積、基本寸法、構造上の荷重許容値、計画・設計の条件等の概要データを参加者に提供するものである。

本ガイドラインに記載のパビリオンシートはパビリオンタイプC（共同館方式）を例としたドラフト版であり、変更されることがある。テーマ説明書が承認され、展示エリアの仮割り当て通知時に、開催者からパビリオンシートが参加者に提供される。参加者はパビリオンシートに記載される規制事項等に従いパビリオンを計画・設計する必要がある。

パビリオンシート例

パビリオンシート - タイプCC (E〇〇)

基本情報	
施設用途	参加国パビリオン
パビリオンの種類	パビリオンタイプC (共同館方式)
パビリオン番号	CC
展示エリア番号	E〇〇
商業エリア番号	C〇〇
事務所エリア番号	〇〇〇 (事務所は別途提供の図面を確認すること)
建物の構造	鉄骨造
階数	1階

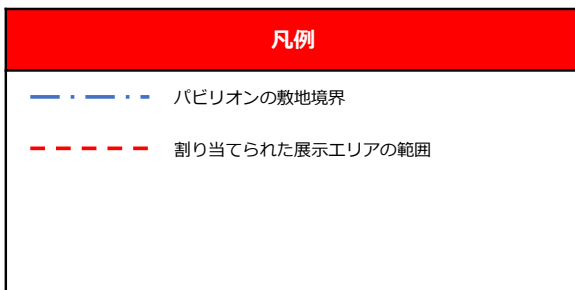
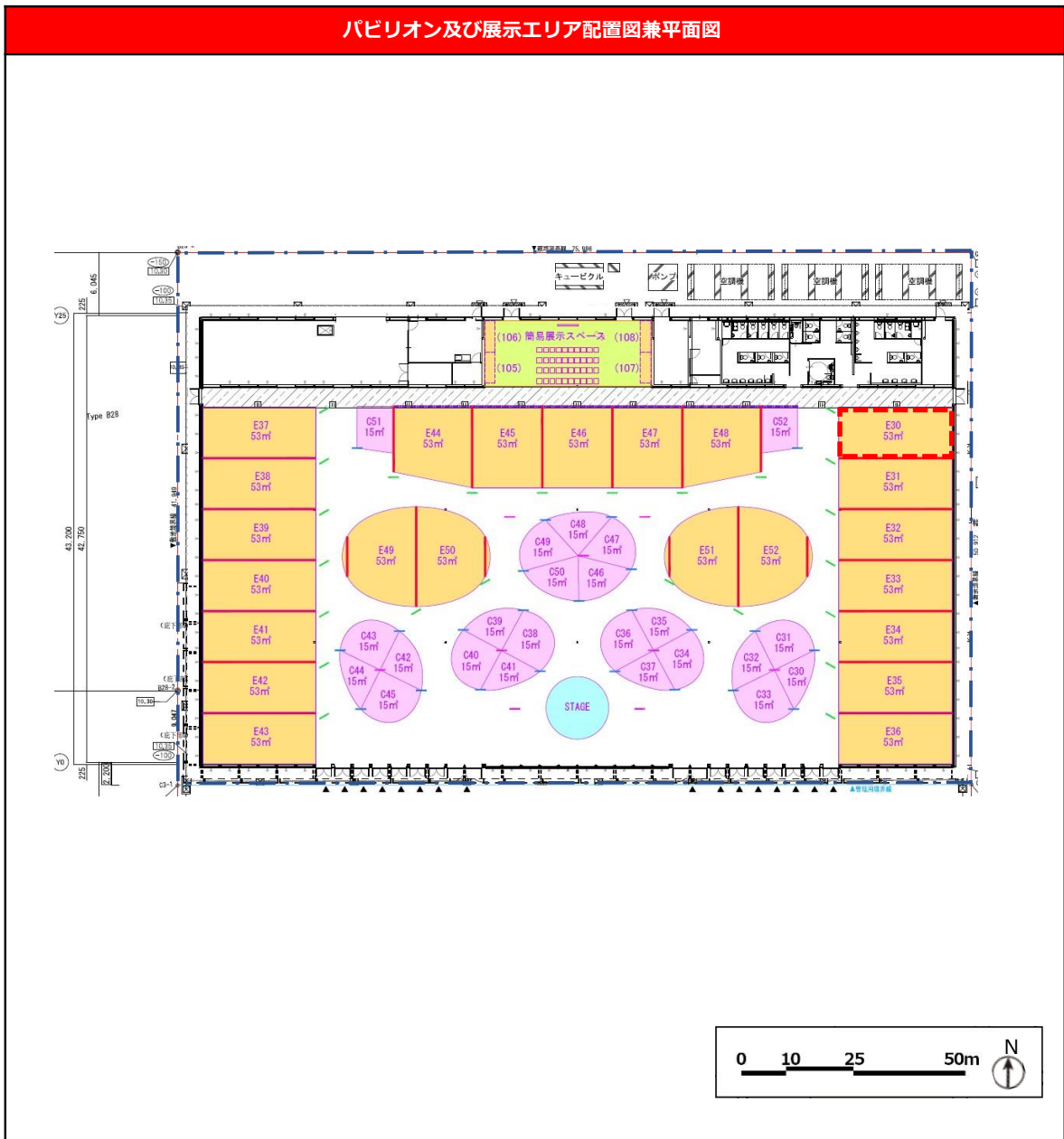
設計上の注意



設計上の注意

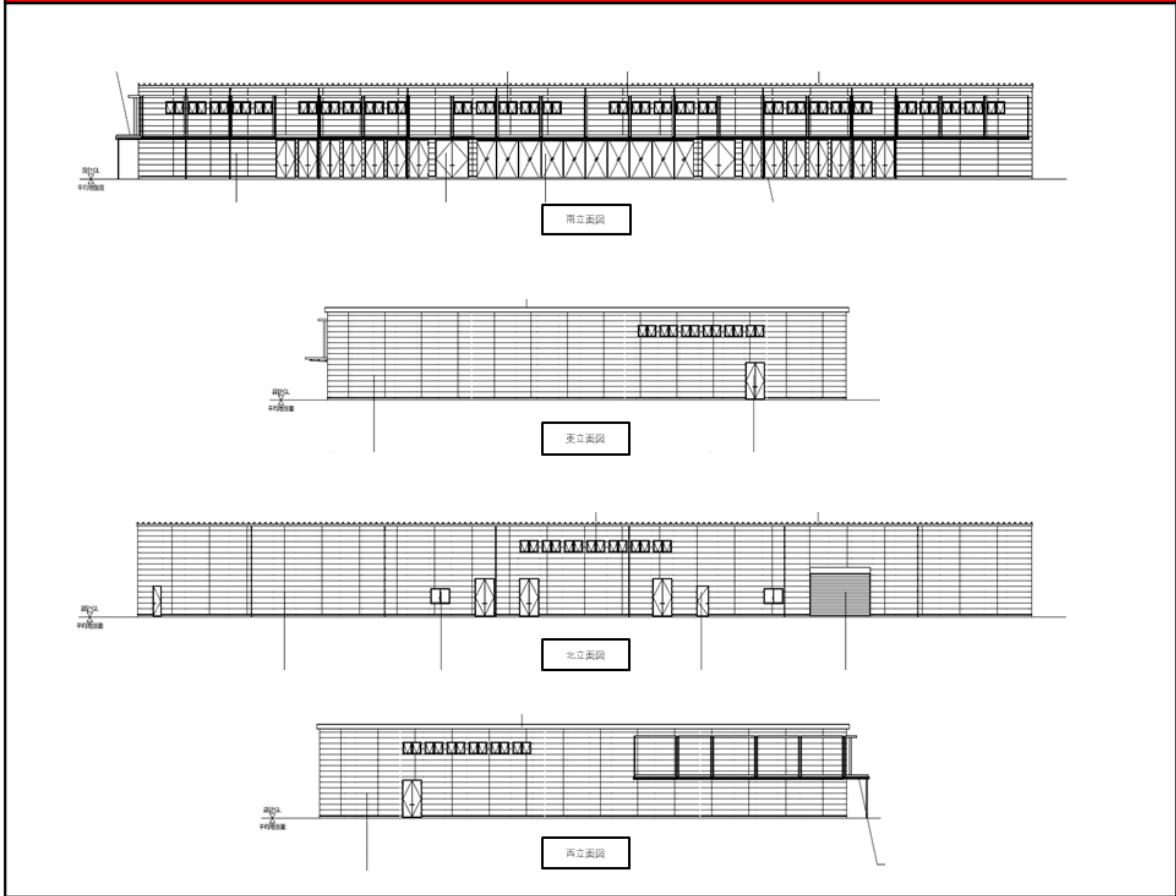
1. 設計にあたっては、「パビリオン タイプC (共同館方式) に係るガイドライン」を参照すること。
2. すべての供給量、寸法は、開催者が最終調査を実施し確定するまでは変更することがある。寸法はいずれもメートル表記とする。
3. 高さはGL表記とする。
4. 展示エリア内容及び供給インフラは建物計画に基づき軽微な変更が生じる可能性がある。
5. 設計にあたって、参加者は関係する日本の法律、大阪府や大阪市の条例等を遵守すること。
6. 詳細は開催者が提供する各種図面を確認すること。

パビリオンシート - タイプCC (E〇〇)

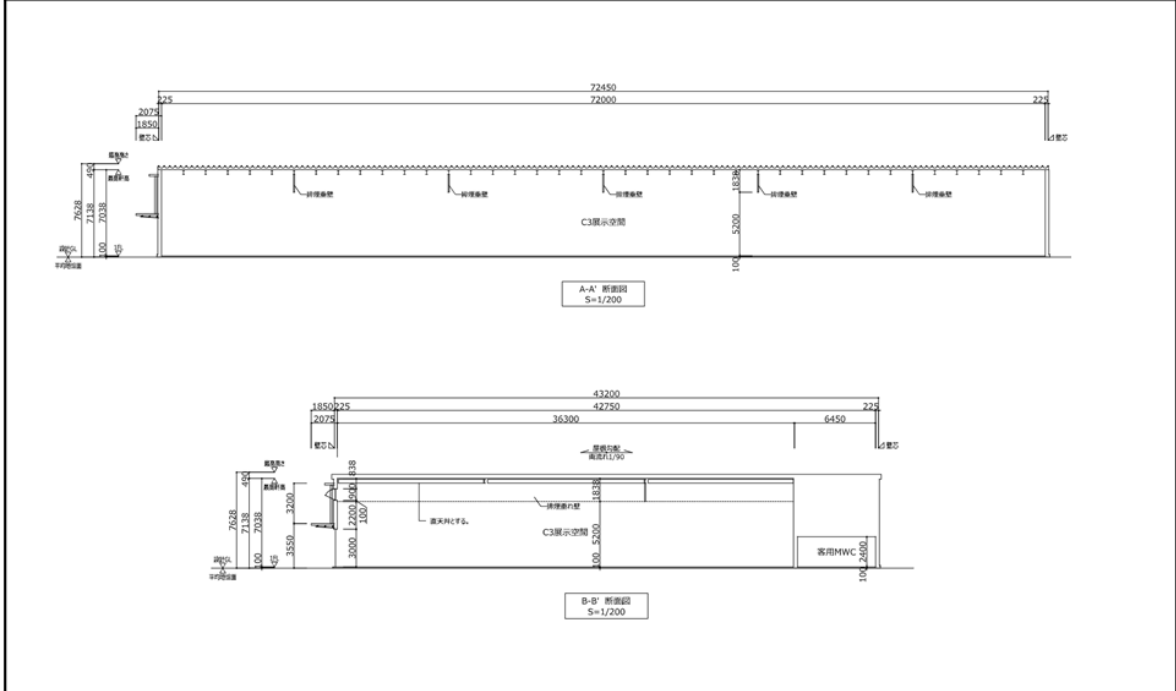


パビリオンシート - タイプCC (E〇〇)

パビリオン立面図



パビリオン断面図



パビリオンシート - E〇〇

基本情報	
展示エリア面積	〇〇.〇〇㎡
展示可能最大高さ (スラフから防煙垂れ壁までの高さ)	〇〇.〇〇m
構造許容荷重値	床耐荷重：〇〇kN/㎡
展示エリアの照度	ベース照明：平均〇〇lx スポットライト：平均〇〇lx

展示エリアへの供給インフラ（最大容量）	
電力供給量	〇〇kW
情報通信量	参加者と電気通信事業者等との契約によります

2-7. 設計書の提出

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。設計書の提出については「第 10 章 各種通知・承認・許可に関する手続き」を参照すること。

提出文書名：

>実施設計書

3. 防火及びセキュリティに関する要件

本章では、防火及びセキュリティに関して必要な要件について示す。参加者は本章の情報に加えて、関係法令の内容を遵守しなければならない。タイプC Iにおける本章の規定の適用については「パビリオンタイプB（建物渡し方式）に係るガイドライン」による。

3-1. 消防用設備等

展示エリアには、消火、警報、避難その他の消防活動のために必要な性能を有するように、法令等で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置及び維持するとともに、必要な手続きを消防局に行わなければならない（関係法令一覧参照）。

C-038 開催者は消防法、同施行令及び大阪市火災予防条例に基づき、必要な消防用設備等を設置する。

展示物の設置等により位置変更や増設が必要となる場合は参加者の負担により設置を行うこと。参加者はこれらの消防設備等の維持や必要な手続きに協力しなければならない。

C-039 建物内側において、参加者は展示品の設置等により、壁や什器（展示物）で有効開口部としている部分を閉塞しないこと。

開口部の内側に壁や什器（展示物）を置くと、有効開口部として算入できず無窓扱いとなり、スプリンクラーが必要になる場合がある。

3-1-1. 消火設備等

開催者は以下の消火設備等を設置する。

- ・屋外消火栓（屋内消火栓は屋外消火栓で代替）

3-1-2. 火災警報設備

開催者は、自火報基幹システムを会場内に構築し、主受信機及び感知器をパビリオン内に設置する。参加者は、中央管理施設の自火報基幹システムへ火災代表信号が出力可能な状態にする。

3-1-3. 火災通報装置

開催者は消防機関へ通報する火災報知設備に替わり、火災発生を通報する IP 電話を 1 台設置する。IP 電話で利用する情報通信インフラの詳細は「4 章 4-2-5.通信」による。

3-2. パビリオンのセキュリティ

3-2-1. 警備カメラ

開催者は、共同館の施設出入口（関係者用出入口を含む）に対して警備カメラを設置する。

警備カメラの記録保存は中央管理施設側にて行う。

C-040 参加者は、各展示スペース等の占有スペースの一般来場者が供するスペースを警備カメラによる監視対象としなければならない。

C-041 前項の警備カメラは録画装置又はクラウドで 24 時間映像録画若しくはモーション録画するものとし、2 週間以上記録保存をしなければならない。なお、参加者は別途開催者に提出する「警備計画書添付書類 別図第 1 (施設平面図)」に警備カメラの設置位置を明示しなければならない。

※ 警備計画書に関しては「警備・監察活動に関するガイドライン 6-1.警備計画書の提出」を参照

C-042 参加者は開催者及び関係機関より警備カメラの録画映像について映像確認及び映像提供を求められた場合、その指示に従わなければならない。

C-043 警備カメラの録画映像は個人情報保護の観点から、取り扱いには十分に留意しなければならない。

3-2-2. 機械警備設備

開催者は共同館の施設出入口等の共有スペースに空間センサーを設置し、全体監視を行う。また、機械警備操作の警備操作ボックスを設置する。

C-044 展示物の設置等により空間センサーの警戒エリアが遮られることに伴い、位置変更や増設が必要となる場合は参加者の負担により設置を行うこと。

3-2-3. その他の安全性及びセキュリティに関する要件

G-014 高価な物品が保管又は展示されているエリアでは、参加者は、侵入者検知システムを導入することが望ましい。

C-045 前項の侵入者検知システムが作動した場合は、開催者に侵入者検知システムが作動した旨を連絡しなければならない。ただし、資産の保険及びセキュリティに関する責任は、参加者が負うものとする。

C-046 参加者は、当該参加者以外の者が入れない区域（以下、立入制限区域という）を設けてはならない。これが不可能な場合、参加者は、設計図を提出する際に開催者に対して立入制限区域を明示し、承認を求めるものとする。

C-047 参加者は、立入制限区域に設置する設備又は資材等を博覧会会場に持ち込む場合、事前に開催者から承認を得なければならない。

C-048 開催者は、必要に応じて、C-046 の立入制限区域を設けた展示エリア部分の閉鎖に先立ち、開催者が指定する者による現場又は設備、資材の製造施設等における検査を行うことができ、参加者はこれに従わなければならない。その場合、検査に係る費用は、参加者が負うものとする。

3-3. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- ・[必要な場合] 立入制限区域承認申請書（3-2-3）
- ・[必要な場合] 立入制限区域への設備又は資材等搬入承認申請書（3-2-3）

4. ユーティリティサービスへの接続

すべての展示エリア及び共用部には、万博開催前にユーティリティサービスが提供される。参加者は、開催者から関連する承認を受けた後、サービスに接続し作動させる。各ユーティリティの接続可能な時期は、開催者から都度案内する。タイプC Iにおける本章の規定の適用については「パビリオンタイプB（建物渡し方式）に係るガイドライン（集合館）」による。

4-1. インフラ供給網の準備

ユーティリティの接続詳細については本章及び公式参加者ポータルも参照すること。また、ユーティリティの仮設供給について、詳細は第5章を参照のこと。

C-049 参加者がユーティリティサービスへの接続を必要とするまでに、開催者による常設ユーティリティサービスが整わない場合、参加者は常設ユーティリティサービスが作動するまで、仮設ユーティリティサービスを自ら手配しなければならない。

4-2. ユーティリティサービスの接続要件

参加者は、展示エリア内でユーティリティサービスを作動させる前に、開催者へ供給時期を確認し、適切な承認を得なければならない。

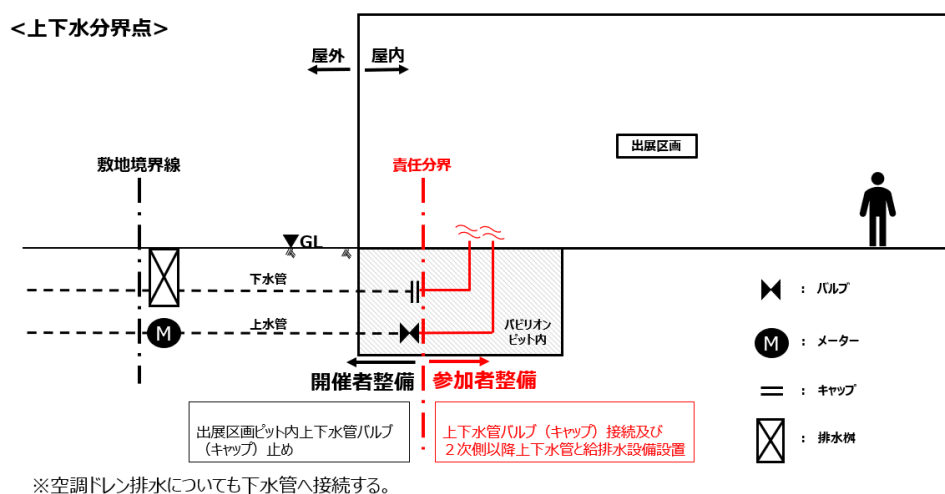
参加者はユーティリティサービスのうち、電気、上水道、下水道（汚水）及び空調用冷水については開催者と契約を締結し、通信についてはユーティリティサービス業者と契約を締結する。ユーティリティへの接続料金は参加者が負担する。

C-050 ユーティリティサービスの利用により、参加者は開催者が設置したユーティリティ供給網に影響を及ぼした場合、その影響に対する費用を負担しなければならない。

4-2-1. 上水道

開催者は、供給処理施設より供給される上水を受け入れ、パビリオン内の共用部の衛生器具に接続する。展示空間内はフロア両端でバルブ止めとしている。

図 4.1 上下水分界点



4-2-2. 下水道（污水）

開催者は、污水系統網よりパビリオン内の共用部の衛生器具に接続する。展示空間内はフロア両端でキャップ止めとしている。

4-2-3. 下水道（雨水排水）

開催者は、会場内に雨水排水系統網を整備し、建物および会場内通路付近の排水施設と雨水排水管の接続を行っている。

4-2-4. 電気

開催者は、パビリオン内に電力計を備えた分電盤を整備し、各展示エリアに参加者用電灯分電盤、共用部には動力分電盤およびコンセントを設置している。

また、開催者が設置している電気設備は次のとおりである。

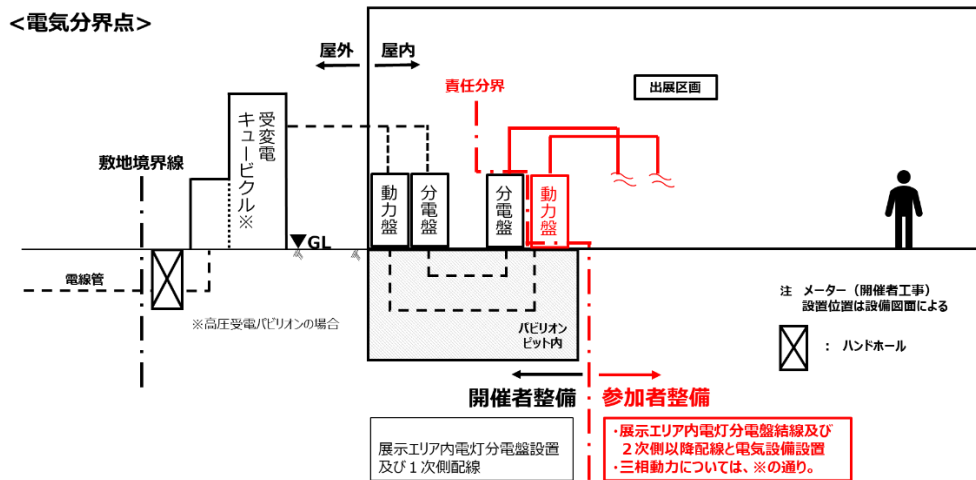
照明設備	共用部に必要な照明を用途ごとに JIS 照度基準に応じた照度を確保するように標準配置で設置している。 展示空間にはベース照明として平均 100 ルクスを確保する照明を設置し、平均 200 ルクスとなるスポットライトを配置している。
非常照明・誘導灯設備	電池内蔵型の器具を標準配置で設置している。
放送設備	非常放送・業務放送兼用アンプ主装置をパビリオン内に設置し、スピーカーを標準配置で設置している。
自動火災報知設備	主受信機をパビリオン内に設置し、自動試験機能付感知器を標準配置で設置している。

なお、供給電力は以下とする。

- a 電圧 低圧 (100V、200V)
- b 周波数 60Hz

参加者が三相電力を使用する場合は、1次側配線含め、展示エリアの動力分電盤設置は参加者が行う。
電気工事は、電気事業法、電気設備の技術基準など、日本の関連法規に従って実施すること。

図 4.2 電気分界点



- C-051** 開催期間を通じて、参加者が使用する最大電力は開催者より配付されるパビリオンシートに記載の電力値以下にしなければならない。開催者が最大電力値について報告を求めた時は、参加者は速やかに報告しなければならない。
- C-052** 参加者は、受電点において遅れ力率が 85%以上となるよう力率改善を行わなければならない。また、進み力率とならないようし、計算書を提出しなければならない。
- C-053** 下記の場合、参加者は必要な調整装置または保護装置を施設しなければならない。
 - a 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - b 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - c 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - d 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - e その他 a, b, c または d に準ずる場合参加者は、機器リスト、計算書を提出しなければならない。
- C-054** 参加者は、系統連系する発電設備を設置する場合は、発電設備の設置工事に着手する前に開催者にユーティリティサービス接続承認申請書にて申し出なければならない。参加者自建屋外への逆潮流は認めない。
- C-055** 参加者の使用する機器及び材料は、JIS、JEC、JEM、JCS、JEAC などの該当する日本の基準、及び電気用品安全法の規定を満たさなければならない。ただし、機器及び材料のグローバルな

購入を促進するために、IEC（国際電気標準会議）規格に適合するものは、その規格が日本の規格と同じかそれより厳しいと見なされる限り使用できる。そのような機器を使用する際、機器または材料が電気設備の技術基準によって承認されていない場合、参加者は機器または材料が日本の基準の対応するものとどのように異なるかを調べ、日本の規格と同じかそれより厳しいことがわかる文書その機器及び材料を工事で使用するまでに開催者に提出し、使用について承認を受けなければならない。

4-2-5. 通信

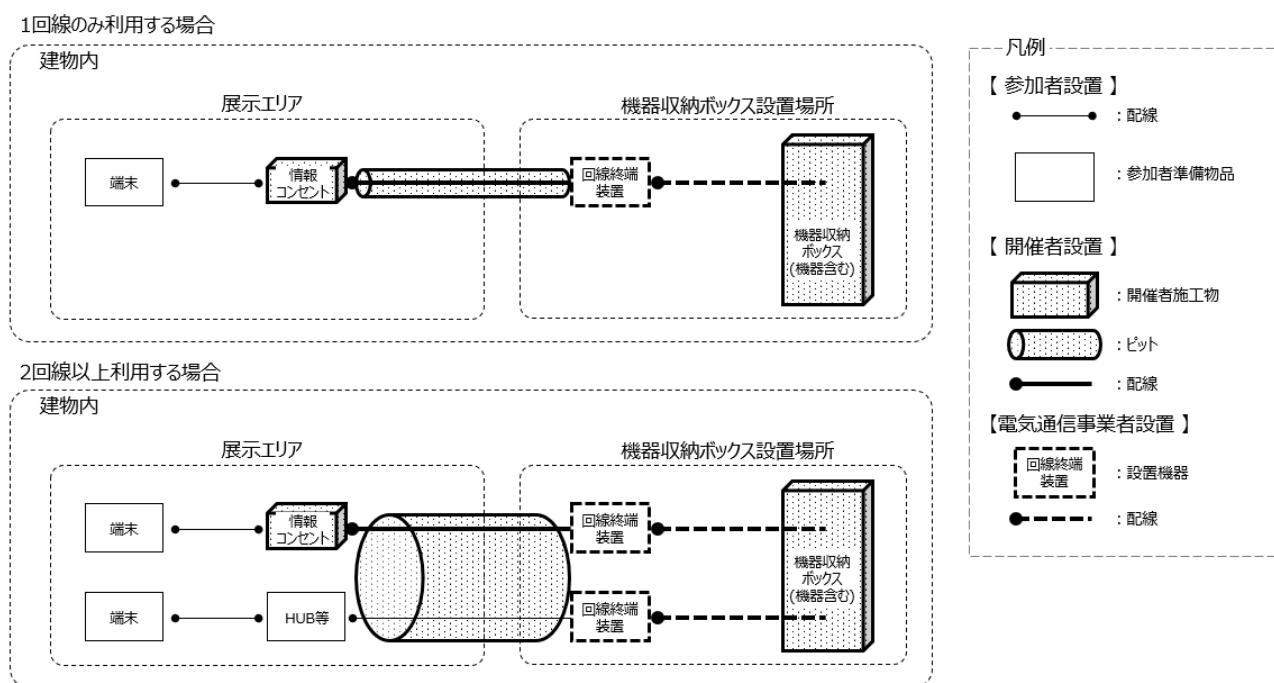
開催者は、展示エリア内に情報コンセント(1 個口)を 1 箇所設置する。また、参加者が回線サービスを申し込む場合、電気通信事業者が回線サービスを提供する。通信に関連する規則は、開催者から入手できる。

開催者及び電気通信事業者は、展示エリア引き渡し後も情報通信に関する作業で入室し、機器設置等の作業を行うことができる。

C-056 参加者は、回線サービスを申し込む場合、開催者が設置する情報コンセント(1 個口)から端末設置場所までの配線の敷設を行わなければならない。

C-057 参加者は、複数の回線サービスを申し込む場合、2 回線目以降は参加者の負担により回線終端装置から端末設置場所までの配線の敷設を行わなければならない。

図 4.3 通信インフラの工事区分例



4-2-6. 空調用冷水

開催者は、冷水供給網より供給される冷水を受け入れ、熱源として利用する。開催者は建屋近傍に2管式システムの区分弁を設置しており、区分弁付近での供給送水圧は約 0.2MPa、冷水送り温度は約 9℃、還り温度は約 19℃とする。また、展示空間には単一ダクト空調機方式（全熱交換器付き）、管理諸室には全熱交換器+天吊り FCU 方式、分別荷捌き場には給排気ファン+スポットクーラーの方式にて空調設備を整備している。

4-3. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- ・ユーティリティサービス接続承認申請書（4-2）
- ・[必要な場合] 最大電力値報告書（4-2-4）
- ・[必要な場合] 機器リスト、計装フローチャート、及び必須設計要件チェック表

表-4.4 設備工事区分（第3章、第4章関連）

		協会工事	参加者工事
電気	電力引込・受電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電圧 200V、周波数 60Hz 参加者用電源 ・三相 動力盤設置 展示動力盤用ブレーカーを設置 ・単相 分電盤設置 展示分電盤用ブレーカーを設置 防災設備・機能維持設備に必要な分岐回路を設置 ・単相 展示分電盤設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加変更分の対応 ・動力電源が必要な場合は、三相 展示動力盤を設置
	コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部の必要箇所にコンセント設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセント等電源機器、配管配線の設置
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部は必要照明設置、展示空間はベース照明及びスポットライトを設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・追加変更分の対応
	非常照明誘導灯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・標準配置で設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切壁設置などによる追加変更分

	放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常・業務放送兼用アンプ主装置設置 ・スピーカー標準配置で設置 ・アンプから機器収納ボックスまでの配管配線 	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切壁設置などによる追加変更分
	自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・パピリオン主受信機設置 ・感知器標準配置で配置。中央管理施設の自火報基幹システムに接続 ・受信機までのインフラ引き込み用空配管設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切壁設置などによる追加変更分
	光警報設備	<ul style="list-style-type: none"> ・WCブース内と手洗いに設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて参加者で整備
換気		<ul style="list-style-type: none"> ・法定換気設備の整備(30m³/h・人確保) 	
上水道		<ul style="list-style-type: none"> ・会場内通路境界のバルブ・メーター以降～施設内ピット飛び込み ・共用部の衛生器具などの給水設備 ・展示空間内両端にてバルブ止め ・水圧 0.3Mpa 口径 φ=75mm 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以降を整備
下水道（污水）		<ul style="list-style-type: none"> ・会場内通路境界の排水柵以降～施設内ピット飛び込み ・共用部の衛生器具などの排水設備 ・展示空間内両端にてキャップ止め 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以降を整備
情報通信設備		<ul style="list-style-type: none"> ・会場内通路境界ハンドホールの二次側引き込み配管 ・IP電話1台、機器収納ボックスへの配管配線接続共 ・各展示ブースに情報コンセント(1個口)を1か所設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・分岐接続用 HUB、配管配線および機器の設置
空調設備（冷水）		<ul style="list-style-type: none"> ・送り温度 9℃、還り温度 19℃ ・会場内通路境界のバルブ以降～熱供給受け入れ設備（メーター共）を整備、ベース空調一式を整備 	—
消火設備		<ul style="list-style-type: none"> ・消火器：基準配置 ・屋内消火栓：屋外消火栓設備で代替 ・スプリンクラー：未整備（設置不要） ・屋外消火栓：会場内通路境界線～消火栓まで ・消防排煙設備：有窓（自然排煙）で計画し、設置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器：位置変更・増設時の対応 ・スプリンクラー：開口部の内側に壁や什器（展示物）を置くと、有効開口部として算入できず無窓扱いとなり、スプリンクラーが必要になる場合がある。
セキュリティ	監視カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・共同館の施設出入口にカメラ設置 ・上記カメラから機器収納ボックスまでの配管配線 	<ul style="list-style-type: none"> ・各占有スペースのうち一般来場者が供するスペースにカメラ設置し、録画装置またはクラウドで記録保存。
	機械警備設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同館の施設出入口等の共用スペースに空間センサー、配管配線を設置 ・機械警備操作の警備操作ボックスを設置 ・ローカルコントローラーを設置 ・ローカルコントローラーから機器収納ボックスまでの配管配線 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕切壁設置などにより空間センサーの警戒エリアが遮られることに伴う位置変更や追加設置分

5. 展示品の設置等における会場内施工ルールと施工管理

本章では、パビリオンタイプCの展示品の設置等の工事中の参加者への支援を目的として、会場内の施工ルール及び施工管理に関する要求・推奨事項について説明する。

開催者は、参加者が会場全体の施工計画と協調した展示品の設置等を実施するため、本章にて会場内の主要な施工ルールや必要な施工管理の内容を定めた。本ガイドラインの他に、開催者が別途定める施工ルールについても遵守すること。

5-1. 会場全体の施工計画

開催者は、会場全体の工事において必要な管理体制や、共用で利用可能な工事用仮設、工事車両及び通勤車両の運行管理等、会場全体の施工計画の方針を定める。参加者及びその請負業者は、会場全体の施工計画の方針を遵守し、展示品の設置等を行うこと。

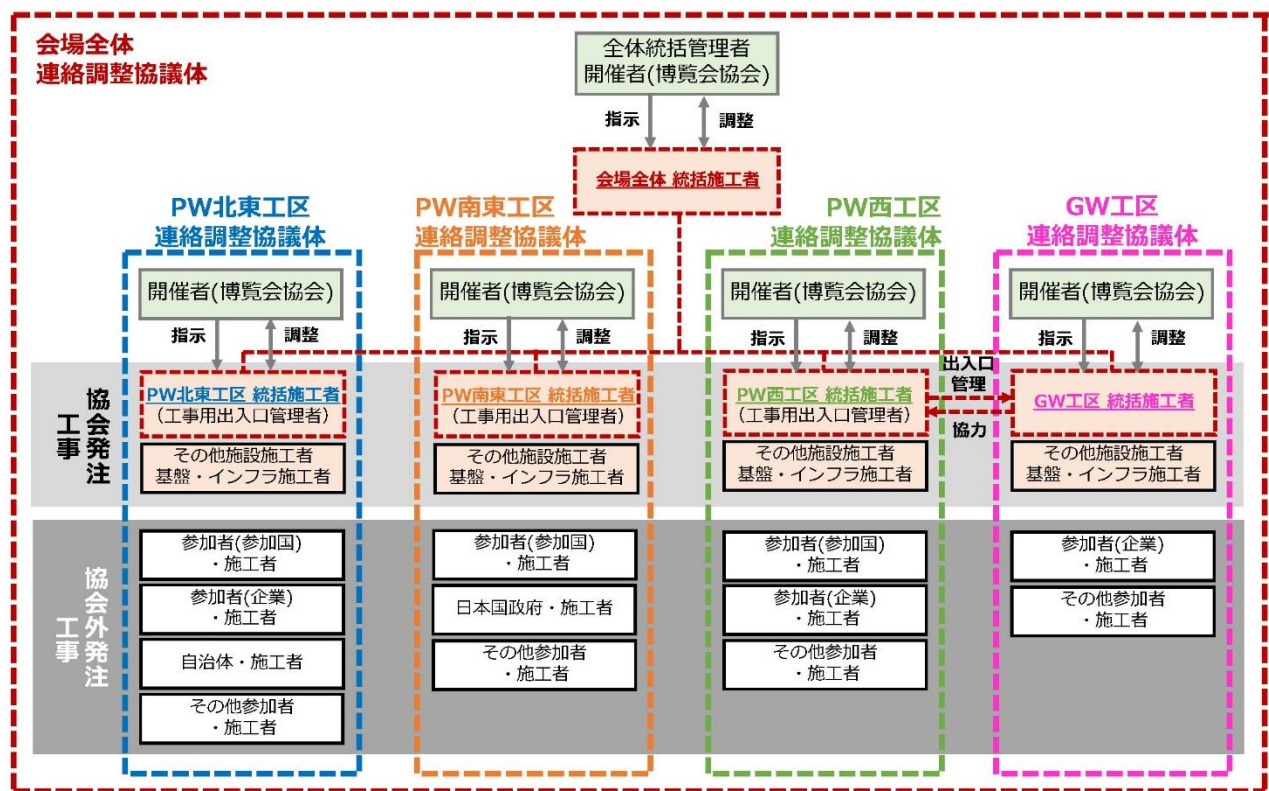
5-1-1. 連絡調整協議体

パビリオンを含めた複数施設の建設工事やインフラ工事が同時に施工される会場内において、請負業者間の工事調整、各工事の進捗管理、工事車両及び通勤車両の運行管理、会場内の施工ルールの遵守等が重要となる。また、夢洲においてはIRを含めたその他の事業も同時に進行しており、夢洲関連工事関係者との工事調整等が必要となる。開催者は、それらを含めた請負業者間の調整等を円滑に行うため、開催者が定めた統括施工者（施工会社）を中心とした組織として連絡調整協議体を設置する。連絡調整協議体等に関する主要事項を以下に示す。

- ・開催者は、会場内の施工ルールや会場全体の施工に関する調整を行う会場全体連絡調整協議体及び開催者が定める会場内の工区毎の施工に関する調整を行う工区連絡調整協議体を設置する。（以下、会場全体連絡調整協議体及び工区連絡調整協議体をあわせて「連絡調整協議体」という）
- ・連絡調整協議体は、開催者が全体統括管理者として、開催者が定めた会場全体（各工区）統括施工者に指示をし、必要に応じて報告や連絡、調整など両者連携して組織運営を行う。
- ・連絡調整協議体は、開催者、統括施工者、参加者及びその請負業者、その他開催者が準備する施設やインフラ工事等を行う請負業者が所属する。
- ・開催者及び統括施工者は、連絡調整協議体を通じて本ガイドラインや、開催者が作成・承認した後述する施工ルールに基づき、各請負業者から施工に必要な調整事項を集約し、請負業者間の調整を行う権限と責任を負う。
- ・各請負業者から施工に必要な調整事項は、各パビリオン（共同館）ごとに取りまとめの上、連絡調整協議体が開催する会議体等を通じて統括施工者へ報告し、調整結果については参加者及びその請負業者へ周知される。

・本ガイドラインの他に開催者が定める施工ルールについても、連絡調整協議体を通じて周知される。

図 5.1 連絡調整協議体 概念図



C-058 参加者及びその請負業者は、自らの展示エリアが該当する工区連絡調整協議体に属さなければならない。参加者は連絡調整協議体に参加する旨の連絡調整協議体参加届を提出すること。(詳細は第 10 章を参照のこと) 参加者は、開催者が定めたルールに則り、統括施工者の指示の下で円滑な会場整備の実現に向けて協力しなければならない。参加者及びその請負業者は、本ガイドラインの施工ルールの他に、開催者が別途定めた施工ルールについても遵守すること。なお、施工ルールについては、会場内の工事状況の変化等によって変更することがある。

C-059 参加者またはその請負業者は、他の参加者との調整が必要な以下の事項について、開催者が定めたルールに則り、統括施工者に報告を行い、開催者及び統括施工者の指示に従うこと。

- ・ 工事工程
- ・ 会場までのルート別の工事車両台数及び入退場時間
- ・ 会場までのルート別の通勤車両台数及び入退場時間
- ・ 建設工事におけるクレーン等の建設機械の使用計画
- ・ 展示エリア外のスペースを利用した作業計画

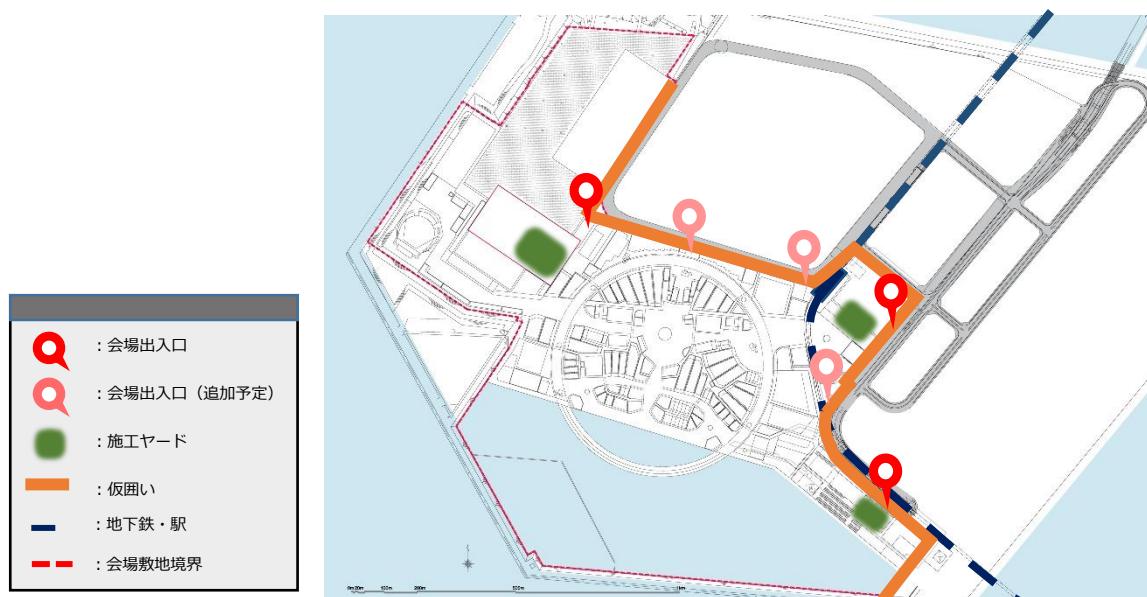
5-1-2. 会場内の共用可能な工事用仮設

開催者は、参加者またはその請負業者が共用可能な工事用仮設を会場内に設置する。共用可能な工事用仮設を以下に示す。

- ・会場外周部の仮囲い
- ・会場内工事用通路
- ・会場出入口ゲート（入退場管理）
- ・会場出入口ゲート警備員（入退場管理）
- ・工事車両管理設備
- ・タイヤ洗浄設備（各会場出入口ゲート部）
- ・仮設トイレ
- ・施工ヤード（工事車両待機スペース、会議室等共用スペース等）

※ 工事の進捗に合わせ仮囲い、ゲート、施工ヤード等の位置等が変更になる場合があります。

図 5.2 会場全体仮設計画



※ 会場内の工事状況により変更することがある。

5-1-3. 会場全体の工事車両及び通勤車両の管理

会場のある夢洲においては、博覧会会場の工事と同時に IR の開業に向けた工事及び夢洲内の道路や地下鉄を含めたインフラ工事が行われるため、工事車両や通勤車両等（以下「工事関係車両」という）が大幅に増加し、夢洲内及び夢洲近郊の交通渋滞が懸念される。参加者及びその請負業者は、こうした状況を踏まえ、工事関係車両台数の制限や入退場時間の分散化等、交通状況に配慮した車両計画を検討し実行する必要がある。

- C-060** 参加者は、工事関係車両の台数を必要最小限とすること。
- C-061** 参加者は、工事関係車両の入退場の予定時間や台数等の計画について、開催者が定めるルールに従い統括施工者に報告すること。また統括施工者が行う会場全体及び各工区の工事関係車両の入退場時間や台数の検討・調整結果に応じて、計画の見直しを行うこと。
- C-062** 開催者は、工事関係車両の運行管理システムを導入している。開催者が定めるルールに従い、工事関係車両の事前登録を行うこと。参加者は、運行管理システムや工事車両管理設備に要する費用等を開催者または統括施工者が負担を求めた場合には、支払うこと。

5-1-4. 自然環境への配慮

会場予定地の夢洲は、「環境省レッドリスト 2020」、「大阪府レッドリスト 2014」等に掲載されている希少な野生動植物の生息・生育が確認されている。そのため会場内の各種工事において自然環境への配慮が必要となる。

- C-063** 会場予定地内外ではレッドリスト等に掲載されている希少な野生動植物の生息・生育が確認されていることから、低騒音・低振動型の建設機械の使用や、夜間照明の向きや照度の配慮等、開催者の指示に従い適切に保全措置を実施すること。
- C-064** 工事関係者に対して、工事区域外への不要な立入を禁止する等、周辺に生息している動植物への配慮を行うよう周知すること。

5-2. 展示品の設置等の施工計画書

博覧会の開幕までの期間、複数施設の工事が会場内で同時に行われる中で、参加者は、パビリオンの展示品の設置等を行うこととなる。そのため本章を含めた会場内の主要な施工ルールや開催者が別途定める施工ルールを遵守し、施工計画書を作成すること。

- C-065** 参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じて着工予定日の 15 日前までに展示品の設置等の施工計画書を開催者に提出すること。施工計画書では、参加者の展示品の設置等の施工体制や工程等に関する詳細を説明しなければならない。施工計画書に記載すべき主要な項目を以下に示す。

- ・ 施工体制表

- ・全体工事工程表（展示エリアの造作から展示品の設置完了までの全体工程表）
- ・仮設計画図（工事用仮設間仕切、資材置き場、廃棄物保管場所等を含む）
- ・安全衛生計画書（詳細は第6章を参照のこと）
- ・主要資材表（予定される資材（用水含む）の量及び搬入時期）
- ・作業員数（予定される作業員数及びその時期）
- ・工事車両数（予定される工事車両、通勤車両、建設機械の台数及びその時期）
- ・廃棄物の処分量(予定される量とその時期)
- ・緊急時連絡体制表
- ・展示エリア内のセキュリティ管理
- ・その他開催者が求める施工計画関連資料

C-066 参加者は、隣接する展示エリア及び会場全体に対するリスクや影響を防止するため、必要な対策を講じること。参加者に対して排水許可を行うまでの期間は、展示エリア内外において、排水が生じない施工計画とすること。

C-067 参加者は、展示品の設置等工事中、開催者や他の参加者の完成済み及び建設中の施設等に損害を与えてはならない。完成済みの建築物、外構、設備等について必要に応じて養生を行うこと。

C-068 参加者は、自身または請負業者が会場内の工事にもたらしたあらゆる損失について開催者へ報告し、責任を負うものとする。開催者が要求する場合、参加者は損害を受けた工事物の補修、または開催者あるいはその他の参加者が負担した補修費を弁済すること。

G-015 参加者は、工事の実施にあたり工事車両台数や騒音、振動等の影響を考慮し工事の平準化に努めることが望ましい。

C-069 必要に応じて交通誘導を行う警備員等を配置すること。

C-070 参加者は、出入口の点検、清掃、保守を定期的に行い、適切に維持管理しなければならない。

C-071 参加者は、工事用の仮設が、台風や地震等の災害時の安全性に問題ないことを確認し、適切に維持管理すること。

C-072 参加者は、展示エリアの各出入口付近に工事標識を設置し、常時明確に視認できるようにすること。工事標識には、法令及び開催者の指示により、以下の事項を提示しなければならない。

- ・パビリオンに関する情報（参加者、工事開始許可番号等）
- ・建設業の許可表
- ・施工体系図
- ・緊急連絡先
- ・労働保険関係成立票
- ・作業主任者
- ・その他必要標識

C-073 参加者は、工事期間中の工事現場事務所や作業員休憩所等として、開催者が設置し、割り当てる事務室スペース（関連情報（参考））を使用することができる。その他必要な場合は自らの展示エリア内に設置すること。

5-2-1. 仮設計画図

C-074 参加者は、仮設計画図を作成し、施工計画書と共に公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。仮設計画図に記載すべき事項を以下に示す。なお、タイプ CC、CE、CS1 については、開催者が仮設計画図を作成し、管理するため提出する必要はない。タイプ CS2 及びタイプ CI の提出方法については、別途補足ガイドラインで通達予定である。

- ・ 建設機械や工事車両の配置計画
- ・ 足場計画
- ・ 工事現場事務所、作業員休憩所、資材置場等のスペース
- ・ 工事中電気設備、工事中給水設備（給水タンク）
- ・ 廃棄物保管場所

5-2-2. 工事期間中の仮設インフラ

C-075 参加者は、水道、電気設備、下水等が供用されるまでの期間は、統括施工者と調整の上、必要な各種インフラを自ら手配すること。なお、開催者が展示エリア及び事務所棟に設置した衛生器具・空調設備等については、各種インフラが供用されるまでは使用することはできない。また、開催者は、共用で利用可能な仮設インフラとして水道の供給場所を博覧会会場内に数箇所設置しており、利用状況等を統括施工者がモニタリングを行い、不足するおそれが確認された場合には増設する等の対応を行う。また、開催者において、仮設の発電機の市場状況の把握及び確保を行い、参加者に提供する。参加者は供給場所から各々が引き渡された展示エリアに必要な工事期間中の用水を調達することができる。開催者が整備する各種インフラの供用開始時期については、開催者が公式参加者ポータルを通じて参加者に通知している。

C-076 参加者は、水道、電気設備、下水管等の各種インフラの供用が整うまでに発生する費用は自ら負担すること。また、電気設備等が本設で供用された後は、使用料を開催者に支払うこと。

C-077 参加者は、汚水処理について、法令及び開催者が定めるルールを遵守し、適切に回収、処理しなければならない。参加者は、発電機の設置にあたっては火災等が発生しないよう安全性を十分に考慮すること。

5-2-3. 資材の運搬及び保管

- C-078** 参加者は、展示品の設置等に必要な資材の運搬等について、開催者が定めた運行ルールを遵守して展示エリア内に運搬し、自己の責任で適切に保管すること。なお、開催者は、会場外に資材等の置き場の設置を予定している。会場外の資材等の置き場の利用開始時期や利用方法等については、開催者が公式参加者ポータルを通じて参加者に通知する予定である。
- C-079** 参加者は、展示エリアへの資材等の運搬に必要な車両や建設機械は自己手配とし、資材等の運搬や保管に関する責任を負うこと。
- C-080** 参加者は、運搬車両を会場に出入りさせるにあたり、他の参加者の予定を考慮しながら統括施工者と協力して調整する必要があるため、開催者が定めるルールに従い、車両台数及び搬出入時間を統括施工者に対して報告すること。
- C-081** 運搬車両を会場に出入りさせるにあたり、開催者が求める場合は、保安検査を受けること。参加者は、この時間を考慮して実施スケジュールを組むこと。なお、検査の所要時間は、車両に積載される物品の種類や内容によって異なる。
- C-082** 参加者は、搬入した資材の荷下ろしを会場内通路で行う場合は、あらかじめ統括施工者に展示エリア外資材荷下ろし申請書を提出し、作業許可を得ること。

5-2-4. 廃棄物の管理と処理

- C-083** 参加者は、展示品の設置等で発生する廃棄物を展示エリア内で分別し、適切に保管を行うこと。
- C-084** 参加者は、展示品の設置等で発生する廃棄物について、法令を遵守した処理を行うとともに発生抑制、リサイクル推進に努めること。
- C-085** 展示品の設置等で発生する廃棄物はできる限り展示エリア内で種類ごとに分別し、中間処理業者に引き渡すことによりリサイクルを図ること。
- C-086** 参加者と請負業者は、建設リサイクル推進計画2020（令和2年9月 国土交通省）に示される以下の建設廃棄物に係る目標値を達成すること。

品目	指標	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	98%以上

- C-087** 梱包資材の簡素化による廃棄物の発生抑制や分別コンテナによる廃棄物分別により廃棄物の減量化に努めること。
- C-088** 参加者は定期的な廃棄物収集を手配しなければならない。
- C-089** 工事中の排水は、中和処理等を適切に行い、開催者が指示する場所に排水し、共用部に設置済みの衛生設備に工事中の排水及び汚水等を流さないこと。

5-2-5. 建設機械の使用

- C-090** 参加者は、展示品の設置等において、クレーン等の建設機械を使用する際に、近隣の敷地との工事調整が必要な場合、参加者またはその請負業者は、事前に統括施工者に必要な調整事項を報告し、承認を得なければならない。
- C-091** 参加者は、使用する建設機械により当該作業が特定建設作業に該当する場合は「騒音規制法」及び「振動規制法」並びに「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業実施届出を提出しなければならない。
- C-092** 参加者は、建設機械を使用する際に国土交通省の指定を受けた「排出ガス対策型建設機械」を積極的に採用しなければならない。
- C-093** 参加者は、建設機械を使用する際に国土交通省の指定を受けた「低騒音型・低振動型建設機械」を積極的に採用しなければならない。
- C-094** 参加者は、建設機械を使用する際に不要なアイドリング防止、同時可動を出来る限り回避する等、排出ガスの削減及び騒音、振動の低減に努めなければならない。
- G-016** 参加者は、可能な限り電気、燃料電池、バイオ燃料等環境に配慮した燃料、またはハイブリッド技術等を採用した工事車両や建設機械を活用することが望ましい。

5-2-6. 展示品の設置等の可能な時間

会場内で可能な展示品の設置等の時間は、8:00～18:00を基本とする。ただし、開催者は、会場整備上の理由あるいは緊急事態の場合、会場内の工事の中断や会場の閉鎖、または関係者の退場を指示することができ、参加者はそれに従わなければならない。

- C-095** 夜間及び休日の展示品の設置等は、原則禁止とするが、やむを得ず工事を行う場合は、事前に開催者の承認を受けること。
- C-096** 夜間工事を行う場合には、騒音等に十分配慮し工事を最小限にとどめ、適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置により、会場予定地外に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減すること。

5-3. 工事中のセキュリティ

開催者は、会場全体の工事の進捗に合わせたセキュリティ管理を実施する。セキュリティ管理方法が更新された場合は、その内容が公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に伝えられる予定である。

5-3-1. セキュリティ対策に関する責務

開催者は、博覧会会場へのアクセス及び会場内での交通を管理し、工事中の入場証、車両通行証等を発行する。参加者は、貴重品の紛失または損失についての責任を負う。開催者は、いかなる紛失または損失についての補償を行わない。

- C-097** 参加者は、火災発生等深刻な事態の発生に備え、開催者が緊急事態に迅速に対応できるよう、展示エリアへの進入経路を常時確保しなければならない。
- C-098** 参加者は、火災や工事中の事故等の緊急事態が発生した際には、直ちに開催者に報告するとともに緊急対応処置を講じなければならない。緊急時の連絡・報告に関する詳細は第8章を参照すること。
- C-099** 参加者は、工事関係者による自らの展示エリア以外への不要な立ち入りを禁止すること。
- G-017** 参加者は、展示エリアの設備及びその他資産を保護するために、監視警備員の配置や工事関係者の展示エリアへの入退場管理や作業記録の作成等のセキュリティ対策を施すことが望ましい。なお、開催者は参加者の資産の保護や問題が発生した際の補償は行わない。
- G-018** 参加者は、自らの展示エリア内の重要な施設に施錠を設け管理することが望ましい。
- G-019** 参加者は、展示エリア内の電気、通信配管等はケーブルの露出を最小限にして、外から見えないようにすることが望ましい。

5-3-2. セキュリティチェックの実施場所

開催者は、会場出入口において車両や工事関係者の入退場時のセキュリティチェックを実施する。

- C-100** 開催者は、ゲート警備員を配備し、後述する車両通行証、入場証及び入場許可証の確認等を行う。参加者は、それらに要する費用等を開催者または統括施工者が負担を求めた場合には、支払うこと。

5-3-3. 車両通行証

- C-101** 会場に出入りする全ての車両は、開催者が発行した車両通行証又はそれに代わるものを常にフロントガラスに表示しなければならない。なお、車両通行証の申請は、到着予定日の3日前までに、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に申請しなければならない。

- C-102** 訪問者が利用する車両については、運行管理システムに車両の事前登録を行い、車両通行証又はそれに代わるものを会場出入口ゲート付近に設置予定の守衛所で提示しなければならない。訪問者の車両は指定された施工ヤード内のスペースに駐車すること。
- C-103** 参加者及び請負業者は、開催者が定めた会場内の交通ルールを厳守しなければならない。交通ルール違反者に対し、開催者は車両通行許可を取消す等の制限を加えることがある。

5-3-4. 入場証

- C-104** 会場に出入りする参加者及びその請負業者を含む工事関係者は、開催者が発行する入場証を取得する又はそれに代わるシステムに登録しなければならない。すべての工事関係者は常に入場証を携帯しなければならない。
- C-105** 参加者は、工事関係者の入場証を取得する際には、公式参加者ポータルサイトから開催者に申請しなければならない。必要な添付書類を以下に示す。
- ・健康保険被保険者証（国民健康保険・社会保険）
 - ・パスポートのコピー（外国籍のみ）
 - ・日本国内就労ビザ（外国籍のみ）
- C-106** 参加者は、入場証の発行にあたり、会場到着予定の少なくとも 1 日前に、公式参加者ポータルサイトから開催者に申請しなければならない。なお、10 名以上の入場証を効率的に発行するためには、3 日前に申請しなければならない。

5-3-5. 入場許可証（一時）

- C-107** すべての訪問者は、博覧会会場に入場するにあたって、入場許可証を取得する又はそれに代わるシステムに登録しなければならない。入場許可証は、会場出入口ゲート付近に設置予定の守衛所で公的な身分証明書（運転免許証等）や訪問先、車両利用の有無（車両運行許可証の発行）等を確認の上、その場で発行する。
- C-108** 参加者及びその請負業者は、訪問者を施工ヤードから訪問先まで送迎しなければならない。

5-4. 展示エリア外における作業許可

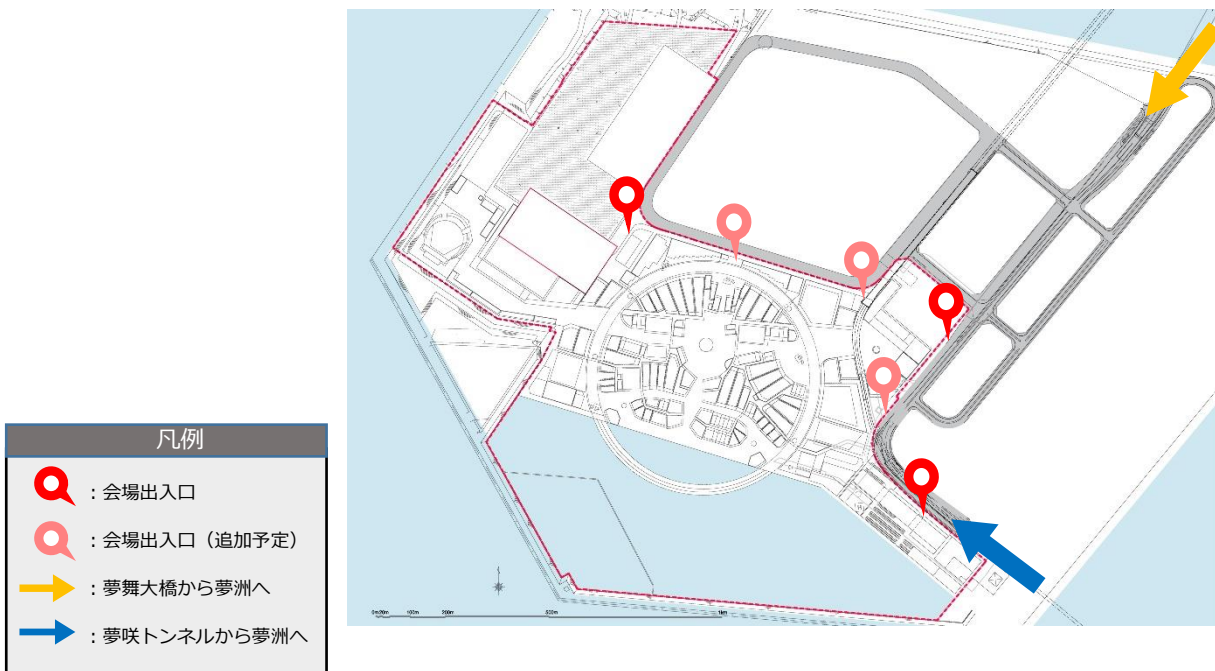
- C-109** 参加者は、一時的に展示エリア外のスペースで展示品の設置等に伴う作業を行う場合は、あらかじめ次の区分により展示エリア外作業申請書を提出し、作業許可を得なければならない。その際、展示エリア外での作業概要（時期や作業内容等）を示した展示エリア外作業計画書を展示エリア外作業申請書と併せて提出すること。
- ・パビリオン外：統括施工者
 - ・パビリオン内：別途策定予定の「内装展示ガイドライン（補足版）（仮称）」による

C-110 展示エリア外における作業許可は、他の参加者の作業予定を考慮しながら協力して調整する必要がある。このため、展示エリア外の作業着手予定時期を考慮して、出来るだけ早期に開催者又は統括施工者に報告すること。報告時期は、開催者が定めたルールを遵守すること。

5-5. 道路と交通管理

開催者は、安全かつ迅速な運搬を確保するために、博覧会会場のすべてのエリアで交通管理を行う。

図 5.5 会場出入口



※ 会場内の工事状況により変更することがある。

5-5-1. 博覧会会場へのアクセス

博覧会会場には車両のみアクセス可能である。

- C-111** 参加者は、会場となる夢洲を含めた周辺地の交通状況に与える影響が最小限となるよう、車両走行ルート of 適切な計画を行い、可能な限り高速道路を利用すること。
- C-112** 開催者は、会場に出入りする車両台数を削減するため、工事関係者等が通勤する際に乗り合わせる通勤バスを導入している。なお、参加者は、通勤バスの費用等を統括施工者に支払うこと。また、開催者は、会場外に工事関係者等が利用できる駐車場を設置している。駐車場の利用開始時期や利用方法等については、開催者が公式参加者ポータルを通じて参加者に通知する予定である。
- C-113** 参加者は、博覧会会場へのアクセスや運搬にあたっては、夢洲内の運行制限等を含め日本国内の道路関係法令を遵守するとともに、交通管理者及び道路管理者の指導に従うこと。
- C-114** 参加者は、建設資材、展示品等の運搬にあたっては、車両走行ルートの通行時間帯の配慮、歩行者等の優先の徹底、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理を行うこと。
- C-115** 参加者は、博覧会会場への輸送を計画する際に、会場となる夢洲を含めた周辺地の交通状況を考慮すること。

- C-116** 参加者は、車両台数を削減するため、適切な資材量の注文により、資材や製品等の搬出入に係るスケジュールの最適化を図ること。
- C-117** 通勤、建設資材、展示品等の運搬車両等は、不要なアイドリング防止、排出ガスの削減及び騒音の低減に努めなければならない。
- C-118** 会場へ入場する車両は、動植物、アルコール、非処方薬、薬物、爆発物等の禁制品を原則持ち込んで서는ならない。郵便等は、会場出入口の開催者が設置した守衛所で入場許可証を取得の上、指定されたルートでの各展示エリアへの運搬を許可する。

5-5-2. 会場の出入口

運用上の理由から、会場への出入口が変更されることがある。会場への出入口が変更される場合は、事前に公式参加者ポータルサイトから通知する。

5-5-3. 会場内の通路

開催者は、博覧会会場内の工事動線を参加者の展示エリアまで確保する。また、使用可能な工事動線について、会場共用部に係る施設工事やインフラ工事等の進捗に合わせて調整し、連絡調整協議体を通じて参加者に通知する。なお、開催者は、工事動線の仮舗装をインフラ工事後に施工する予定である。

- C-119** 参加者は、会場内の通路に開催者の許可なく資材や工事車両等を配置してはならない。
- C-120** 参加者は、会場内の通路の一部を一時的に使用する必要がある場合は、「5-4. 展示エリア外における作業許可」と同様にあらかじめ統括施工者に申請し、許可を得なければならない。
- C-121** 参加者は、工事車両等を会場内の通路に駐車または待機させてはならない。

5-5-4. 会場の交通標識と照明

開催者は、会場内の工事用通路に適宜交通標識や照明を設置し、会場内の交通に関する安全性を確保する。

- C-122** 参加者は、展示エリアに工事用の照明が必要な場合は、適切な場所に設置し管理すること。

5-5-5. 会場内の交通管理

参加者及びその請負業者は、会場内の道路においても、日本国内の道路関係法令を遵守するとともに、開催者の指導に従うこと。

- C-123** 参加者及びその請負業者は、会場内での速度制限及び運転中のシートベルト着用、携帯機器の不使用等、日本国内の道路交通法等の法令を遵守しなければならない。なお、会場内の通路で

の最高速度制限は 20km/時であるが、特定の場所においては異なる場合がある。また、会場での安全な車両運行のために、開催者が定めた交通ルールが導入されているため遵守すること。

C-124 工事車両は、公道の汚れや粉じんの飛散防止のために、会場退出前に必ずタイヤ洗浄設備を経由しタイヤ洗浄した上で、公道に出なければならない。なお、タイヤ洗浄設備は、開催者が設置している。

5-6. 隠蔽部の施工時セキュリティ対策

C-125 参加者は、工事中に隠蔽部を封鎖する前に、開催者の求めに応じて、検査を受ける場合がある。また、隠蔽部を有する機器または資材を会場に持ち込む前にも開催者が検査を求める場合がある。参加者は、受検の可能性を考慮して施工のスケジュールを組むこと。なお、検査の所要時間は、車両に積載される物品の種類や内容によって異なる。

5-7. 工事進捗報告

C-126 参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じ、工事進捗報告書を毎月開催者に提出しなければならない。報告書には、以下の情報を記載しなければならない。

- ・全体工事工程表（工事出来高の予定と実施状況が確認出来ること）
- ・次月工事工程表
- ・当月の工事状況報告
- ・当月の工事状況写真（定点観測写真を含む）
- ・安全衛生管理の実施状況（延べ作業人員/延べ労働時間/事故の有無等）
- ・環境関連データ報告書
- ・開催者及び第三者に関する重要な問題（事故状況等）に関する報告
- ・不適合箇所の改善状況報告（不適合報告書が発行された場合）
- ・その他開催者が求める実績報告

C-127 工事進捗報告書は、施工計画段階から、毎月の開催者が指定する日に公式参加者ポータルサイトを通じて提出しなければならない。

5-7-1. 環境関連データの確認及び開催者への報告

C-128 参加者は、自身の請負業者に毎月、環境関連データを収集させ、問題がある場合はそれを明確にした上で、解決策とともに開催者または統括施工者に報告しなければならない。なお、環境関連データ報告書は、公式参加者ポータルサイト内で入手可能である。毎月収集しなければならない環境関連データを以下に示す。

- ・工事関連車両（台数、通行時間帯、走行ルート）

- ・建設機械車両（台数、稼働時間）
- ・廃棄物発生（処分）量（廃棄物のリサイクル率、処分先）
- ・汚泥発生（処分）量
- ・し尿発生（処分）量
- ・電力使用量
- ・上水使用量
- ・下水使用量（処理量）
- ・会場内（建設機械・発電機）で使用する燃料の種類及び使用量

C-129 参加者は、自身の請負業者が「第7章 持続可能性の取組」に沿った環境保護の措置を取るよう、定期的な検査を実施しなければならない。

5-8. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- ・施工計画書（5-2）
- ・仮設計画図（5-2-1）
- ・[必要な場合] 展示エリア外資材荷下ろし申請書（5-2-3）
- ・[必要な場合] 建設機械使用調整申請書（5-2-5）
- ・夜間及び休日の工事申請書（5-2-6）
- ・車両通行証の申請書（5-3-3）
- ・入場証の申請書（5-3-4）
- ・入場許可証の申請書（5-3-5）
- ・展示エリア外作業申請書（5-4）
- ・工事進捗報告書（5-7）
- ・環境関連データ報告書（5-7-1）

5-9. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

- ・建築基準法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）
- ・ 建設リサイクル推進計画2020
- ・ 夢洲関連工事の情報
 - ・ 夢洲等まちづくり事業調整会議：
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000478281.html>
 - ・ 夢洲における博覧会関連事業の円滑な実施等に関する連絡会議：
<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000506669.html>

6. 労働安全衛生の確保

本章では、参加者が工事するにあたって、確保すべき工事現場における労働環境、安全、及び衛生環境について説明する。

6-1. 労働安全衛生に関する法令等の遵守

C-130 参加者は、工事にあたり、労働基準法、労働安全衛生法を始めとした日本の法律、大阪府や大阪市の条例等の関係法令を遵守しなければならない。

6-2. 持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針

本博覧会を将来の博覧会及びその他国際イベントの範となる博覧会とするため、展示品の設置等における労働安全衛生においても持続可能性に配慮する。持続可能性の詳細については別途開催者が策定した「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」による他、同方針に則った下記項目について実施すること。作業員の健康に配慮した健全な職場環境を確保するものとする。

C-131 請負業者は作業員の健康管理に配慮しなければならない。特に夏季の工事においては熱中症を予防するため、現場の作業環境及び作業員の健康状態の管理を徹底しなければならない。また、熱中症が発生した場合の救急処置について事前に対処、発生した場合は迅速に対応すること。熱中症が発生した際の報告は第8章を参照のこと。

G-020 長時間労働防止のため、参加者及び請負業者は全ての作業員が週休2日（4週8休）を取得できるよう施工計画及び工事工程等を検討することが望ましい。

6-3. 請負業者による安全衛生計画書の作成及び提出

C-132 請負業者は、第5章に示される施工計画書の中で、安全衛生計画書を作成し、提出しなければならない。安全衛生計画書に記載すべき項目を以下に示す。

- ・現場安全衛生
- ・作業所規則・定例業務

6-4. 参加者による労働安全衛生管理

C-133 参加者は、請負業者が法令及び本ガイドライン等に基づき、工事現場運営を適切に遂行するよう請負業者をサポートしなければならない。また、工事現場運営が問題なく実施されているか、遂行状況の確認を行うこと。

6-5. 事故等の報告

C-134 工事に伴う事故が発生した場合、参加者は、開催者へ報告しなければならない。連絡・報告が必要な事故とその手順や方法の詳細については第8章を参照のこと。

6-6. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- ・安全衛生計画書及び添付文書（6-3）

6-7. この章で参照した基準等の再掲(補足情報)

- ・労働基準法 適用事業報告
- ・労働基準法 時間外労働・休日労働に関する協定書
- ・労働基準法 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- ・労働安全衛生法 建設工事計画届
- ・労働安全衛生法 建設物・機械等設置届
- ・労働安全衛生法 特定元方事業者の事業開始報告

7. 持続可能性の取組

本章では、持続可能性の取組や環境影響評価制度（環境アセスメント制度）について説明する。

7-1. 持続可能性方針及び持続可能性に配慮した調達コード

大阪・関西万博は、テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」のもと、世界が一つの『場』に集う機会となり、本万博を契機として世界の多様な価値観が交流しあい、新たなつながりや創造を促進する万博となることを目指している。

本博覧会を将来の博覧会及びその他国際イベントの範となる博覧会とするため、会期前の計画段階から会期中、会期後にわたる環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能性に配慮する。

このため、開催者は「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」および「持続可能性に配慮した調達コード」を策定した。これらは、公式参加者ポータルサイトから入手可能である。

C-135 参加者は、「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」に従い、持続可能性に配慮した工事を行わなければならない。

C-136 参加者は、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守し工事を行わなければならない。

7-2. 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）

本事業は、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価制度（環境アセスメント制度）を実施している。環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、開催者自らがあらかじめ環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見聴取をしながら、環境の保全や創造について適正な配慮をするための制度である。

参加者は、開催者が2022年6月に公表した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を確認し、展示品の設置等及びその撤去工事に反映すること。

評価書は、協会ホームページから入手可能である。

C-137 参加者は、開催者が公表した評価書の内容をすべて満足するよう計画し、工事を行うこと。

C-138 開催者は、工事関連車両台数の制限など、各参加者の工事規模に応じて必要な措置を指示することができ、参加者はこの指示に従わなければならない。具体的な措置の内容は別途通知する。

7-3. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

- ・ 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針
- ・ 持続可能性に配慮した調達コード

- ・環境影響評価書

https://www.expo2025.or.jp/association/maintenance/environmental_impact_assessment/

8. 情報管理体制と品質管理の遵守

本章では、参加者に求められる情報管理体制とその連絡に関する手順や、品質管理について説明する。

8-1. 連絡に関する手順・手段

参加者は、開催者に連絡・相談を要する場合には、公式参加者ポータルサイトを通じて行うこと。

8-1-1. 参加者間との調整

- C-137** 参加者は、隣接する展示エリアの取り合い部分等、他の参加者との調整事項が発生した場合、当事者間で協議し、解決しなければならない。また、博覧会会場全体との調整事項については、開催者と調整を行わなければならない。
- C-138** 参加者間で調整が行われた場合には、両者とも記録を残しておき、事案が発生した経緯を含めて、開催者からの求めに応じて報告しなければならない。

8-1-2. 緊急時の連絡・報告

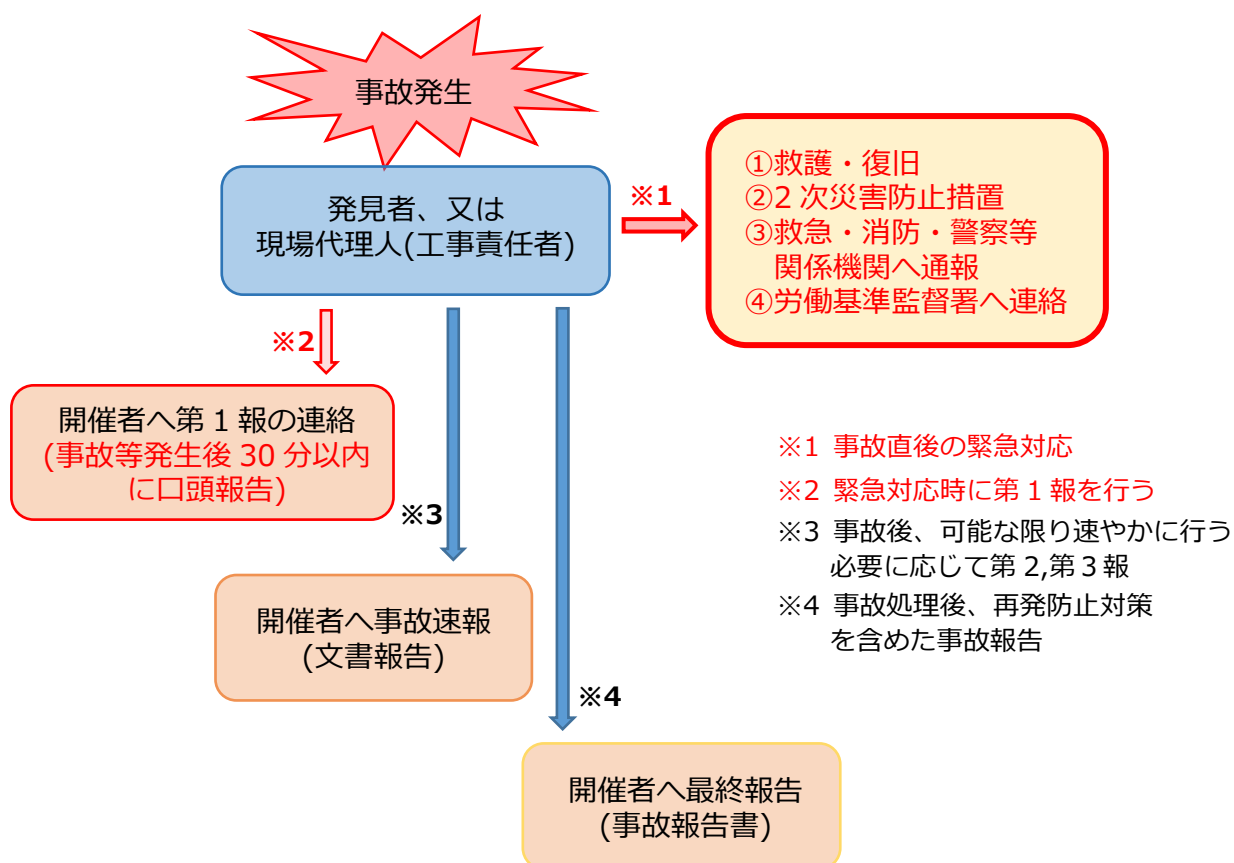
- C-139** 展示エリア内において事故等が発生した場合、参加者は、開催者に報告するとともに事故直後の緊急対応をしなければならない。図 8.1 は、事故等発生時の報告手順を示す。事故直後の第 1 報は必ず行うものとし、必要に応じて第 2、第 3 報の文書報告を行わなければならない。事故処理後、各文書報告をまとめ、再発防止対策を含めた事故報告書を作成し、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出しなければならない。また、展示エリア外であっても参加者の関係者起因の事故等が発生した場合にも、同様の手順に基づいて報告を行わなければならない。
- C-140** 開催者への報告が必要な事故等を下記に示す。
 - ・労働安全衛生規則に定義される事故等（下記①～④）
 - ① 死亡や重大な労働災害・事故（原則、3 人以上が被災する等）が発生した場合
 - ② 労働者が労働災害にて休業する場合（原則、休業日数が 4 日以上）
 - ③ 火災、爆発、建設機械等の倒壊等が起きた時（労働安全衛生規則第 96 条第 1 項第一号～十号に記載する事故が発生した場合）
 - ④ その他、軽傷の場合でも労働者が病院で治療を受けた場合等の労働災害として労働基準監督署へ報告される場合
 - ・環境に影響を及ぼす事案（大規模な油の流出等）

- ・開催者もしくは参加者の活動を妨げる行為や物的損害、または他の参加者に重大な影響を与えた場合
- ・第三者に重大な影響を与えた場合
- ・その他警察・消防等への通報がされるような事態が起きた場合
- ・博覧会会場のセキュリティに関する違反があった場合
- ・大阪・関西万博に関連する不利なメディア報道または開催者の評判を貶める可能性がある行為が参加者起因で発生した場合

C-141 参加者は、自らの事故等の報告手順や責任者及び関係者を、「施工計画書」で提出される「緊急時連絡体制表」に記さなければならない。詳細は第5章を参照のこと。

C-142 参加者は、展示エリア内において発生した事故、及び展示エリア外であっても参加者の関係者起因の事故等についてすべて記録し、「工事進捗報告書」により開催者に報告しなければならない。詳細は第5章を参照のこと。

図 8.1 事故等発生時の報告手順



8-2. 規定違反の通知と措置

開催者が、参加契約に規定する契約条項や本ガイドライン等の規定に関する違反（法令違反や虚偽の報告等）を特定した場合、また、関係者への報告が必要な事故等が発生した場合、参加者に対し不適合通知書（改善指示書）が交付される。不適合通知書（改善指示書）を交付された参加者は、指摘された違反事項の是正内容について開催者に認められるまで、以後の業務を継続してはならない。法令違反や虚偽の報告等で不適合通知書（改善指示書）が発行される場合の詳細事例は「8-3-2. 監理状況に関する定期確認」を参照のこと。

8-3. 品質管理

参加者は、日本の関連法令を遵守した品質管理を行うこと。

C-143 参加者は、展示品の設置等の完了後、開催者から完了証明及び使用許可を受けなければならない。その際、参加者は、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に検査報告書を提出し、日本の関連法令に遵守した品質管理を保証しなければならない。なお、検査報告書の様式は、公式参加者ポータルサイトに掲載予定である。詳細は第10章を参照のこと。

8-3-1. 品質確保に向けた監理体制

参加者は、展示エリアや展示物の品質確保のために、請負業者を支援するとともに、請負業者が行う施工管理状況の確認を定期的に行わなければならない。開催者は、大阪・関西万博全体の品質確保のために、請負業者が行う施工管理状況を定期的を確認する。詳細は「8-3-2. 監理状況に関する定期確認」を参照のこと。

8-3-2. 監理状況に関する定期確認

開催者は、参加者の請負業者が関連基準、本ガイドライン等で定める施工要件を遵守しているか確認するために、「工事進捗報告書」（第5章参照）を確認する。開催者は、「工事進捗報告書」内の工事状況報告書や工事状況写真を確認し、請負業者が行う施工管理状況に是正が必要と判断される場合、参加者へ是正を要求する。是正要求後、一定期間内に改善が見られない場合、開催者は参加者に、「8-2. 規定違反の通知と措置」で規定する不適合通知書（改善指示書）を発行することができる。参加者は最新の情報をもとに資料を作成するよう努めること。

C-144 参加者は、請負業者が実施した検査や試験等の記録を保管しなければならない。

8-4. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出する事。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手可能となる予定である。

提出文書名：

- ・検査報告書（8-3）

8-5. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

- ・公共建築工事標準仕様書
- ・労働安全衛生規則
- ・建築基準法及び同法施行令

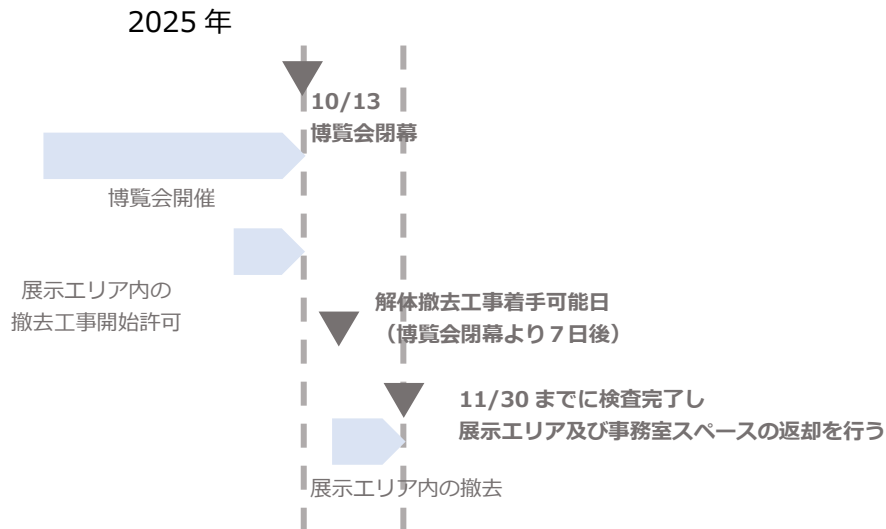
9. 展示エリア内の撤去工事と展示エリア・事務室スペースの返却

本章では、展示エリア内の撤去工事及び展示エリア及び事務室スペースの返却に関する手順、施工ルールについて説明する。

9-1. 展示エリア内の撤去工事におけるスケジュール上の条件

- C-145** 参加者は、パビリオンの展示エリア内の撤去工事着手の許可を得てから工事に着手すること。展示エリア内の撤去工事及び展示エリア・事務室スペース返却までの主要な日程は図 9.1 を参照すること。
- C-146** 展示等の搬出を含めた展示エリア内の撤去作業は、博覧会閉幕後 7 日以降に開始すること。
- C-147** 参加者は展示エリア内の撤去工事を実施し、2025 年 11 月 30 日までに開催者の検査を完了し、展示エリア及び事務室スペースを返却しなければならない。但し、原状回復（撤去）を行うまでに開催者からの通知等により原状回復の義務が免除され、合意に達した場合はこの限りでない。

図 9.1 展示エリア内の撤去工事、展示エリア・事務室スペースの返却の主要日程



9-2. 展示エリア内の撤去工事の着工に関する要件

- C-148** 参加者は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に展示エリア撤去工事開始許可を得ること。申請は着工の予定日から 15 日前までに行うこと。申請の際は必要文書を添付すること。詳細は第 10 章を参照のこと。

9-3. 展示エリア内の撤去工事

開催者より展示エリア撤去工事開始許可が発行されたのち、工事に着手することができる。

C-149 参加者及びその請負業者は第5章に規定されている要件をすべて満たしながら、展示エリア内の撤去工事を完了しなければならない。

C-150 参加者は、自らの資産及び展示エリア内のセキュリティに責任を持たなければならない。

9-4. 労働安全衛生、品質保証の遵守及び持続可能性に関する取組

C-151 参加者及びその請負業者は第6章から第8章に規定されている要件を満たしながら、展示エリア内の撤去工事を完了しなければならない。

9-5. ユーティリティサービスの利用中止

C-152 参加者はユーティリティサービスが不要になることを、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に展示エリア及び事務室スペースを返却する前に通知し、全てのユーティリティサービスの最終的な会計処理を行うこと。

9-6. 展示エリア及び事務室スペースの原状回復及び返却

C-153 参加者は、展示エリア及び事務室スペース返却予定日の10日前までに、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に現地での展示エリア・事務室スペース返却検査を申請しなければならない。申請の際は必要文書を添付すること。詳細は第10章を参照のこと。

C-154 参加者は、開催者に展示エリア及び事務室スペースを返却する前に、参加者が設置したすべての展示品・什器等を撤去していることを確認しなければならない。

C-155 参加者は、展示エリア内の撤去工事に関する報告書を開催者に提出しなければならない。報告書には、以下の情報を記載しなければならない。

- ・展示エリア内の撤去工事完了後の参加者及び請負業者の検査報告書
- ・廃棄物発生（処分）量の報告（廃棄物のリサイクル率、処分先）
- ・展示エリア内の撤去工事完了後の展示エリアの状況写真

開催者は、必要な展示エリア及び事務室スペース返却の検査を行い、問題がないと判断した場合には、手続きが正常に完了したことを示す「展示エリア返却証明書」を参加者に交付する。

9-7. 提出書類

本章関連で、開催者が参加者に提出を義務付けている書類は以下のものである。提出書類は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。提出書類の指定書式は公式参加者ポータルサイトで入手できる予定である。

提出文書名：

- ・展示エリア撤去工事開始許可申請書（9-2）
- ・ユーティリティサービス利用中止通知書（9-5）
- ・展示エリア返却検査申請書（9-6）
- ・展示エリア撤去工事完了報告書（9-6）

9-8. この章で参照した基準等の再掲（補足情報）

- ・建築基準法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・大気汚染防止法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）
- ・建設リサイクル推進計画2020

10. 各種通知・承認・許可に関する手続き

本章では、本ガイドライン（他章に記載する手続きを除く）及び日本の法律に基づく主な手続きについて説明する。

10-1. 設計者、請負業者及び現場監督者の通知

展示品の設置等を行う場合は、法令により必要な許可を得た請負業者に行わせなければならない。

- C-156** 参加者は、設計者の氏名及び連絡先情報について、開催者に通知しなければならない。設計者については、設計書承認申請書に記載をすること。
- C-157** 参加者は、請負業者の名称を着工の 15 日前までに開催者に通知しなければならない。
- C-158** 参加者は、展示品の設置等を行う場合は、開催者及び他の施工者との連絡調整のために工事現場に現場監督者を配置しなければならない。
- C-159** 参加者は、現場監督者の氏名及び連絡先情報を着工の 15 日前までに開催者に通知しなければならない。
- C-160** 開催者は現場監督者による法令等の違反があると認める場合は、参加者に対し当該現場監督者の解任を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。この場合、当該参加者は、直ちに別の現場監督者を指名し、前項に準じて開催者に通知しなければならない。

10-2. 提出物に関し考慮すべき事項

提出物は、公式参加者ポータルを通じて提出が可能である。なお、提出書類は PDF 形式及びネイティブファイル形式でも提出すること。また、使用言語は日本語とする。

- C-161** 提出物（法令に基づき関係機関に提出するものを除く）は、各種様式一覧で定められた様式により提出しなければならない。法令に基づき関係機関に提出するものは日本国の法律、自治体の条例で定められた当局の基準及び規定を遵守しなければならない。設計に関する許認可手続きのフローについては、「1-3. 許認可の手続きフロー」を参照のこと。

10-3. 設計の承認

設計の承認に係る手続きを以下に示す。開催者は、提出物を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正事項の指摘等を伝えるか、または承認を与える。また、この承認は日本国内の法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

承認された計画に記載されたものと異なる工事を行う場合、開催者は、工事の中止を命令することができる。

10-3-1. 実施設計書の提出

出展対象の展示エリアが確定後、割り当てされたパビリオンシートに基づき、少なくとも以下の書類を提出すること。

- 各出展計画の実実施設計書承認申請書（本ガイドライン、および日本国の法令、大阪府・市の条例、規則を遵守することへの表明書）、チェックリスト
- 各出展区画の平面図、立面図又は展開図：縮尺 1/50 又は 1/30
- 内装の建材等の規格、仕様、調達に関する計画書
- エネルギー使用計画書（ユーティリティ使用計画書）
- ユニバーサルデザインに関する計画書
- ユニバーサルデザインチェックリスト
- 施工・解体計画書

- 設計、入札、展示品の設置等、及び展示エリア内の撤去等の最終スケジュール

- 仮設許可申請図書から変更箇所を示す変更図書一式

C-162 参加者は、開催者から提起されたすべての修正を含む指摘事項等について対応しなければならない。

10-3-2. 設計変更

C-163 設計変更が生じた場合は、工事の実施に先立ち本ガイドラインに記載の設計書の提出を行い、開催者から承認を受けること。ただし、開催者が軽微な変更（ガイドラインに適合することが明らかなもの）と判断した場合は、開催者の承認を要しない。設計書は公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に提出すること。

10-4. 展示品の設置等開始許可

参加者は「展示品の設置等開始許可証」の交付を受けた後、展示品の設置等に着手できる。開催者は提出書類を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正を含む指摘事項等を伝えるか、許可を与える。また、この許可は法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

C-164 「展示品の設置等開始許可証」を取得するためには、参加者は、着工予定日の 15 日前までに参加者ポータルサイトを通じて開催者に対して以下の書類を提出しなければならない。

- ・展示品の設置等開始許可申請書
- ・施工計画書
- ・誓約書（工事中の法令遵守等に関する）
- ・連絡調整協議体参加届

C-165 参加者は、「展示品の設置等開始許可証」の交付を受けるまで、工事を開始してはならない。

10-5. 立入検査

開催者、関係機関及びその指定する者は、工事現場に立ち入り、当該工事に関して検査を行うことができる。

C-166 開催者、関係機関及びその指定する者は、立入検査により法令の違反があると認める場合は、参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

10-6. 工事完了及び使用許可の手続き

参加者は、全ての展示品の設置等が完了した時点で、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に工事完了及び使用許可の検査を申請し、開催者は、展示エリアの検査を行う。検査に合格した場合、開催者は公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に「完了証明証兼使用許可証」を交付する。また、この許可は法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

C-167 参加者は、全ての展示品の設置等が完了した時点で、検査希望日の7日前までに開催者に対して以下の書類を提出し、検査を申請しなければならない。同申請は、現地の工事が完了し、承認済みの図面に沿っていることを現場監督者が確認した上での申請でなければならない。

- ・完了証明兼使用許可検査申請書
- ・検査報告書
- ・竣工図（展示工事）

C-168 開催者による完了検査において、法令等の違反が認められた場合、開催者は参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

10-7. 展示エリア内の撤去に関する作業許可

参加者は、自らのパビリオンの展示エリア内の撤去に関し責任を負う。参加者は「展示エリア撤去工事開始許可証」の交付を受けた後、展示エリア内の撤去工事に着手できる。開催者は提出書類を審査し、公式参加者ポータルサイトを通じて参加者に修正を含む指摘事項等を伝えるか、許可を与える。また、この許可は法令に基づく参加者の義務及び責任を免除するものではない。

C-169 「展示エリア撤去工事開始許可証」を取得するためには、参加者は展示エリア内の撤去工事開始の15日前までに、公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に以下の書類を提出しなければならない。

- ・展示エリア撤去工事開始許可申請書
- ・展示エリア撤去工事スケジュール

- ・展示エリア撤去工事計画書

C-170 参加者は、「展示エリア撤去工事開始許可証」の交付を受けるまで、工事を開始してはならない。

10-8. 展示エリア内の撤去工事完了の手続き

参加者は、展示エリア内の撤去工事を完了したときは、開催者に展示エリア・事務室スペース返却の検査を申請し、開催者は、検査を行う。参加者は完了検査を申請する前に開催者からの最終的な費用請求を清算しなければならない。

検査に合格した場合、開催者は公式参加者ポータルを通じて参加者に「展示エリア返却証明証」を交付する。

C-171 参加者は、展示エリア内の撤去工事を完了したときは、展示エリア及び事務室スペース返却日の10日前までに公式参加者ポータルサイトを通じて開催者に対して以下の書類を提出し、検査を申請しなければならない。

- ・展示エリア返却検査申請書
- ・ユーティリティ料金の最終清算書
- ・展示エリア撤去工事完了報告書

C-172 展示エリア・事務室スペース返却検査において、残置物等工事の不備が認められた場合、開催者は、参加者に対し違反の是正を指示することができ、参加者は、この指示に従わなければならない。

補足情報

法令・条例・基準一覧

参照すべき主な法令・条例・基準を以下に示す。

その他開催者から提示される関連基準等についても遵守、参照すること。

法令・条例・基準名
・建設業法及び同法施行令、施行規則
・建築基準法及び同法施行令、施行規則
・大阪府建築基準法施行条例、大阪市建築基準法施行条例
・消防法及び同法施行令、施行規則 ・大阪市火災予防条例
・道路交通法及び同法施行令、施行規則
・水道法及び同法施行令、施行規則 ・大阪市水道事業給水条例 ・大阪市水道事業給水条例施行規程 ・給水装置工事設計施工基準
・下水道法 ・大阪市下水道条例
・港湾法及び同法施行令、施行規則 ・大阪港臨港地区の分区における建築物その他の構築物の建設等に関する 事務取扱要綱
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法） ・大阪府福祉のまちづくり条例 ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
・駐車場法及び同法施行令、施行規則
・屋外広告物法及び同法施行規則 ・大阪市屋外広告物条例
・労働基準法及び同法施行令、施行規則
・労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則
・労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則
・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律及び施行令、施行規則
・労働者災害補償保険法及び施行令、施行規則
・建築工事安全施工技術指針
・国税徴収法

・環境基本法及び関係法令
・土壌汚染対策法及び同法施行令、施行規則 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）
・水質汚濁防止法及び同法施行令、施行規則 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（水質関連）
・騒音規制法及び同法施行令、施行規則 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音関連）
・振動規制法及び同法施行令、施行規則 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動関連）
・大気汚染防止法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気汚染関連）
・循環型社会形成推進基本法及び同法施行令、施行規則
・資源の有効な利用の促進に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：資源有効利用促進法）
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：廃棄物処理法）
・大阪府循環型社会形成推進条例
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：建設リサイクル法）
・建設副産物適正処理推進要綱（建設リサイクル法）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：グリーン購入法）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律及び同法施行令、施行規則
・大阪府グリーン調達方針
・建設廃棄物処理指針
・建築士法及び同法施行令、施行規則
・景観法及び同法施行令、施行規則 ・大阪市都市景観条例
・興行場法及び同法施行令、施行規則
・食品衛生法及び同法施行令、施行規則
・大規模小売店舗立地法及び同法施行令、施行規則 ・中規模小売店舗の設置に関する事務取扱基準

諸官庁への届出一覧

諸官庁への主な届出一覧を以下に示す。

下記を参考とし、記載の届出以外にも必要なものについては、随時提出のこと。

開催者提出予定の届出

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
建築基準法及び同法施行令、施行規則・大阪府建築基準法施行条例			
確認申請・完了検査申請 （関係規定の審査含む）	大阪市計画調整局建築指導部／確認審査機関	検査 7 日前まで	確認済証を取得した建築物
建築物除却届	大阪市計画調整局建築指導部	解体開始まで	10 m ² を超える解体
消防法及び同法施行令、施行規則・大阪市火災予防条例			
工事整備対象設備等着工届出書 消防用設備等設計届出書 火災伝送防止用消火装置設計届出書	大阪市消防局 此花消防署	着工 10 日前まで	消防用設備等設置に係る工事
消防用設備等設置届	〃	工事完了後 4 日以内	防火対象物で消防用設備等設置の時
防火対象物使用開始届	〃	使用開始の 7 日前まで	防火対象物の使用を開始する時
防火管理者選任届出 消防計画作成届出書	〃	防火対象物使用開始まで	防火管理者が必要な防火対象物
少量危険物/指定可燃物等 貯蔵取扱届出	〃	取扱いの 7 日前まで	少量危険物、指定可燃物を規定数量以上取扱う時
工事を施工するための現場に設ける事務所等の届	〃	当該行為を行う日の 3 日前まで	工事を施工するための現場に設ける事務所等を設置する時
燃料電池・変電・急速充電・発電・蓄電池設備設置届出	〃	設置工事開始 5 日前まで	左記設備の設置の際
催物開催届出書	〃	行為を行う日の 3 日前まで	（開催者が提出）
水道法及び同法施行令、施行規則・大阪市水道事業給水条例			
給水装置工事申込書兼施工承認申請	大阪市水道局工務部給水課	着工前	（開催者が提出）
工事完了届	〃	完了時	（開催者が提出）
使用開始届	〃	使用前	（開催者が提出）

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
下水道法及び同法施行令、施行規則・大阪市下水道条例			
排水設備計画確認申請書	大阪市建設局下水道部施設管理課・クリアウォーター OSAKA 株式会社	個別確認	（開催者が提出）
除害施設設置計画届	大阪市建設局下水道部施設管理課	あらかじめ	排水基準値以下の水質にするために、除害施設の設置又は必要な措置を講じようとする時
屋外広告物法・大阪市屋外広告物条例			
屋外広告物許可申請	大阪市建設局総務部管理課	着工 3 週間前	屋外広告物を設置する時
しゅん工届	〃	設置完了時	〃
労働基準法及び同法施行令、施行規則			
適用事業報告	西野田労働基準監督署	事業開始後遅滞なく	労働法の適用を受ける事業を開始した時
時間外労働・休日労働に関する協定届	〃	実施日以前に遅滞なく	1 日及び 1 日を超える一定の期間について時間外労働又は休日に労働させる時
1 年単位の变形労働時間制に関する協定届	〃	実施日以前に遅滞なく	1 年単位の变形労働時間制を導入する事業所
断続的な宿直又は日直勤務許可申請書	〃	実施日以前に遅滞なく	断続的な宿直・日直労働として労働時間等の適用除外を受ける時
就業規則届	〃	作成後遅滞なく	常時 10 人以上の労働者を使用する事業所
労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則			
建設工事計画届	西野田労働基準監督署	計画内容に拠り異なる	労働安全衛生法第 88 条規定の仕事を開始しようとする時
建設物・機械等設置届	〃	工事開始時	安衛則別表第 7 の上覧に掲げる機械等を設置し、移転し、または変更しようとする時
特定元方事業者の事業開始報告	〃	工事開始時	特定元方事業者の労働者との関係請負人の作業が同一の場所で行われる時
共同企業体代表者届	〃	工事開始時	共同企業体組成の時

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
労働安全衛生法及び同法施行令、施行規則			
総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	西野田労働基準監督署	工事開始時	規定人数以上の労働者が働く事業所
事故報告書	〃	工事中随時	事故が発生した時
労働者死傷病報告	〃	工事中随時	労働災害が発生した時
クレーン設置届	〃	工事中随時	つり上げ荷重が 3t 以上のクレーン等（スタッカー式 1t 以上）を設置する時
デリック設置報告書	〃	工事中随時	つり上げ荷重が 0.5t 以上 2t 未満のデリックを設置する時
エレベーター・簡易リフト設置報告書	〃	工事中随時	積載荷重 0.25t 以上 1t 未満のエレベーターを設置する時、簡易リフトを設置する時
建設用リフト設置届	〃	工事中随時	積載荷重 0.25t 以上、ガイドレール高さ 18m 以上の建設用リフト設置の時
定期健康診断結果報告書	〃	工事中随時	常時 50 人以上の労働者を使用する事業者
国税徴収法及び同法施行令、施行規則			
労働保険 保険関係成立届	労災保険： 梅田公共職業安定所 雇用保険： 西野田労働基準監督署	保険関係が成立した日から 10 日以内	—
労働保険 概算保険料申告書・納付書	労災保険： 梅田公共職業安定所 雇用保険： 西野田労働基準監督署	保険関係が成立した日から 50 日以内	—
労働保険 下請負人を事業主とする許可申請書	西野田労働基準監督署	保険関係が成立した日から 10 日以内	下請負事業を独立した工事とみなして保険関係を成立させる時
労働者災害補償保険 代理人選任届	西野田労働基準監督署	代理人の選任のつど速やかに	労働保険等の事務を代理人の行わせる時

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
土壌汚染対策法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）			
形質変更時届出区域内における土地の形質の変更届	開催者が提出	-	（開催者が提出）
3000 m ³ 以上の形質変更を行う土地における利用履歴報告	開催者が提出	-	（開催者が提出）
汚染土壌搬出時の届出	大阪市環境局環境管理部環境管理課	着手する日の 14 日前まで	要措置区域等から土壌を搬出する時
瀬戸内海環境保全特別措置法			
特定施設設置(変更)許可申請書	大阪市建設局下水道部施設管理課	設置まで	公共用水域へ 1 日あたり最大量 50m ³ 以上の水を排出する事業場
騒音規制法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音関連）			
振動防止法及び同法施行令、施行規則・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動関連）			
特定建設作業実施届	大阪市環境局環境管理部環境管理課西部環境保全対策グループ	作業開始の 7 日前まで	くい打ち機やバックホウ等の建設機械を使用する特定建設作業を行う時
大気汚染防止法及び同法施行令、施行規則			
特定粉じん排出等作業実施届出（石綿事前調査結果の報告）	大阪市環境局環境管理部環境管理課西部環境保全対策グループ	工事に着手する前まで	床面積 80 m ² 以上の解体 請負代金 100 万円以上の改修等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び同法施行令、施行規則（通称：建設リサイクル法）			
建設リサイクル法に基づく届出	大阪市計画調整局 建築指導部建築確認課	工事着手の 7 日前まで	解体）床面積 80 m ² 以上 新築）床面積 500 m ² 以上
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則			
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	6月30日	前年度分の実績をとりまとめ年に1回報告
産業廃棄物処理計画書	"	当該年度の6月30日	届出対象は、前年度の大阪市内の各作業所（現場）からの産業廃棄物の合計発生量が 1,000 トン以上の事業者
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	"	翌年度の6月30日	届出対象は、前年度「産業廃棄物処理計画書」を提出した事業者

届出名	提出先	提出時期	備考（届出対象等）
大阪市地下鉄近接協議			
北港テクノポート線鉄 道近接協議	大阪港湾局計画課	随時	境界より 30m 以内の場合
道路法及び同法施行令、施行規則			
特殊車両の通行許可に かかる申請	大阪市建設局道路河川部調 整課（道路法上の道路または 道路法上の道路と港湾道路 にまたがる場合） 大阪港湾局計画整備部施設 管理課（港湾道路のみの場 合）	通行開始日の 8 週間前まで(※)	特殊車両で道路を通行する場合 (※) 通行開始日まで 8 週間未満 の場合は、提出先にご相談くださ い。

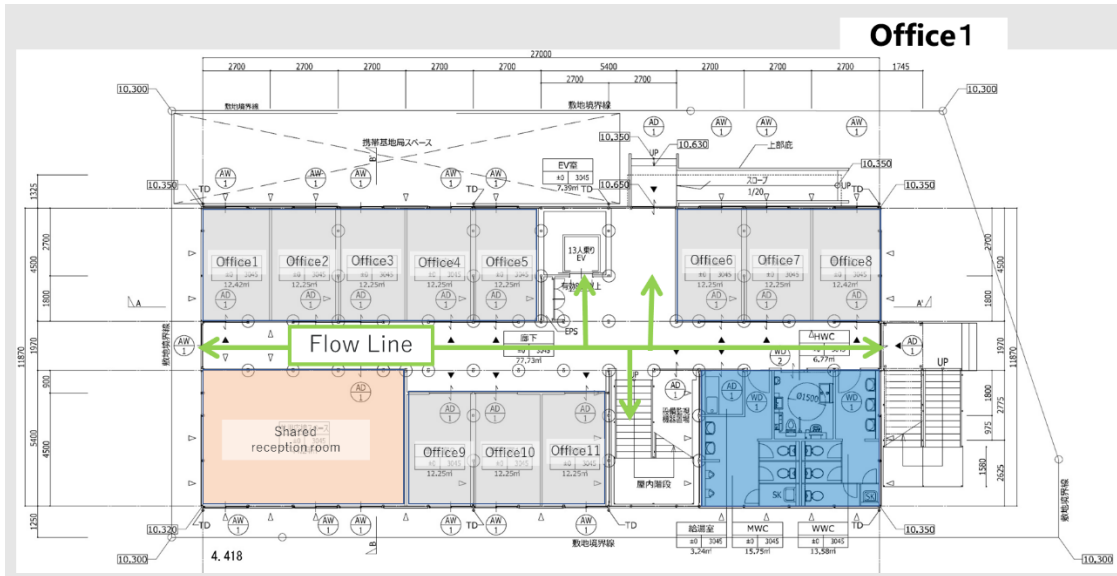
関連情報

事務所棟の概要

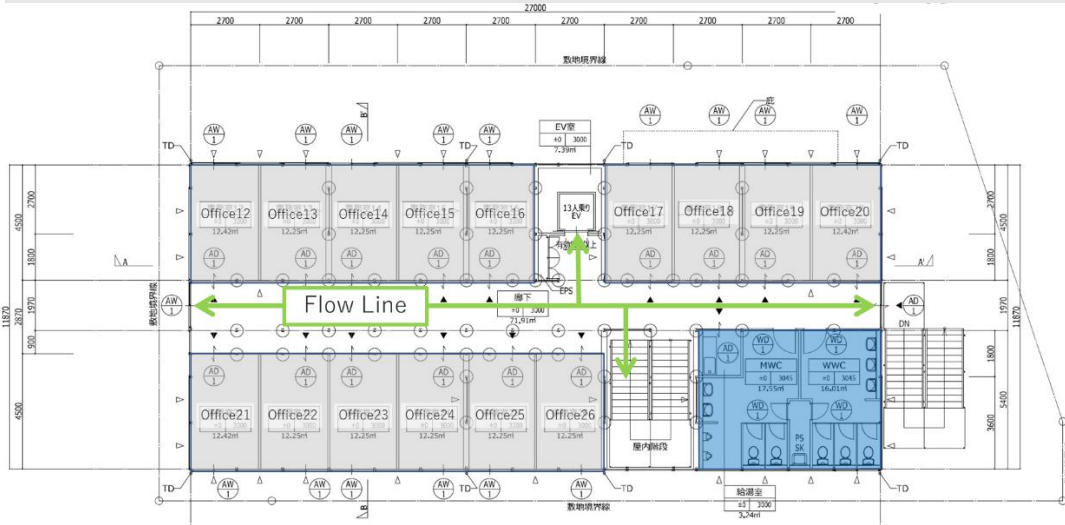
事務所棟の概要を以下に示す。



イメージパース



1階平面図



2階平面図

室名	内装制限	床			幅木		壁		天井		天井高 H (FL+)	付属品 天井見切線 BB	備考
		下地 防水	仕上げ	FL SL	特記なき限り H=60	下地	仕上げ	下地	仕上げ				
事務所 1~11	-	合板	FS	±0	V	LGS	GB-D	-	天井パネル	3,045	鋼製	-	
共用応接スペース	-	合板	FS	±0	V	-	GB-D	-	天井パネル	3,045	鋼製	-	

事務室には、一般用コンセント、照明設備、放送設備(スピーカー)、空調設備(電気式パッケージエアコン)、情報通信設備を設置します。

事務所棟の建物や設備等を変更・改造することはできません。

タイプC I は共同の事務室をパビリオン内に設置します。

お問合せ

この実施要領の内容に関するお問い合わせや、手続きに関してご不明な点等については、公式参加者は、公式参加者ポータルの Queries 機能をご活用頂いて開催者にお送りください。公式参加者ポータルのご利用について支障のある場合は、participant@expo2025.or.jp にメールにてコンタクト下さい。



**Bureau
International
des Expositions**

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会